



それで、資料の「ページ目をこちらにあります」だければ、今回、戦後最長の景気拡大ということで、大体二〇〇二年度から二〇〇六年度ぐらいまでがその期間だというふうに言われておりますが、一ページ目の下の方の「GDP構成項目の伸び」というところをごらんいただければ、今までの、経済成長といいながら、かなり偏っていた経済成長だったということもわかりますし、これからサブプライムローン等の影響を受け景気が悪くなる中で、今後どういうことが課題になつてはいるのか、ということ自然とわかるというふうに思います。

点線がたくさんあつてなかなか見えにくいんですが、二〇〇二年度から二〇〇六年度までいきますと、一番上、伸び率が一番高いのがやはり海外への輸出であります。そして二番目に、普通の線で丸い点があるところは、これは輸入の部分ですが、その次に、二〇〇二年度からずっと伸び率が上がっているのが企業の設備投資。基本的に、景気の拡大は輸出そして企業の設備投資によって牽引されたということがわかると思います。その下の方に、非常に太い線は、全体の国内総生産ですが、四角い箱の線が、非常に低い伸び率で推移しているのが、これが個人消費であります。さらにその下の点線、この期間にわたってプラス・マイナス・ゼロぐらいの伸び率で推移しているのが、これが民間住宅であります。一番下が、これは公共投資の部分であります。ですから、おのずと、やはり個人消費と住宅、この部分の活性化が必要だ、これが非常に大きな課題だ。

当然、GDPの六割弱を占めている個人消費といふのは、一番大きな課題なんですが、これは恐らく、私の今の考えでは労働市場の改革というもので、これについては、もっと勉強してからこそが非常に大事だ。ただ、これは正社員の既得権益みたいなところにもメスを入れなければならぬ、大変政治的には微妙な部分を抱えておりますので、これについては、もっと勉強してからこそが非常に大事だ。ただし、これは正社員の既得権益をしたいと思います。

具体的には、一定以上の性能、耐久性でありますとか、耐震性あるいはライフスタイルやライフサイクルが変わったときの可変性といった、そういった性能を備えた住宅をつくつていただき、さきょうは、おつい、太田委員も大臣と議論さ

せていただいた住宅の部分について、御意見を伺いたいと思います。

経済産業省というのは、最後にもお尋ねしたいと思いますが、経済産業という両方を見たいと思いますが、非常に広い範囲の所管を担っている役所であります。どうしても非常に広い分野にまたがつた行政をしなければならない、そういうところに非常に困難があるというふうに思います。

これは法案がまだ出されていないということ

ありますので、若干、表面的部分だけお聞きしたいと思います。さつきのGDPの推移を見ても、住宅というの是非常に大事な部分で、私は、福田総理の政策の中では、これは正直、方向性としては非常にすばらしいものだというふうに思つております。我々も、細部についてはいろいろ異論もあるかもしれません、こういう部分についてはぜひ頑張っていただきたいと思います。

これは法案がまだ出されていないことでもありますので、若干、表面的部分だけお聞きしたいと思います。さつきのGDPの推移を見ても、住宅というの是非常に大事な部分で、私は、福田総理の政策の中では、これは正直、方向性としては非常にすばらしいものだというふうに思つております。我々も、細部についてはいろいろ異論もあるかもしれません、こういう部分についてはぜひ頑張っていただきたいと思います。

これは法案がまだ出されていないことでもありますので、若干、表面的部分だけお聞きしたいと思います。さつきのGDPの推移を見ても、住宅というの是非常に大事な部分で、私は、福田総理の政策の中では、これは正直、方向性としては非常にすばらしいものだというふうに思つております。我々も、細部についてはいろいろ異論もあるかもしれません、こういう部分についてはぜひ頑張っていただきたいと思います。

これは法案がまだ出されていないことでもありますので、若干、表面的部分だけお聞きしたいと思います。さつきのGDPの推移を見ても、住宅というの是非常に大事な部分で、私は、福田総理の政策の中では、これは正直、方向性としては非常にすばらしいものだというふうに思つております。我々も、細部についてはいろいろ異論もあるかもしれません、こういう部分についてはぜひ頑張っていただきたいと思います。

これは法案がまだ出されていないことでもありますので、若干、表面的部分だけお聞きしたいと思います。さつきのGDPの推移を見ても、住宅というの是非常に大事な部分で、私は、福田総理の政策の中では、これは正直、方向性としては非常にすばらしいものだというふうに思つております。我々も、細部についてはいろいろ異論もあるかもしれません、こういう部分についてはぜひ頑張っていただきたいと思います。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。  
我が国の住宅につきましては、新築をされましてから大体三十年ぐらいで取り壊されるという状況でございまして、欧米各国のいわゆる住宅の寿命にございまして、非常に短いという現状にござります。いわば、つくつては壊すというような状況にあつたわけでございますが、この二百年住宅の構造、まさにその下の点線、この期間にわたってプラス・マイナス・ゼロぐらいの伸び率で推移しているのが、これが民間住宅であります。一番下が、これは公共投資の部分であります。ですから、おのずと、やはり個人消費と住宅、この部分の活性化が必要だ、これが非常に大きな課題だ。

長期優良住宅といふものをこれからつくつていいく、それが二百年ぐらいもつような堅牢なものとの命に比べますと非常に短いという現状にござります。いわば、つくつては壊すというような状況にあつたわけでございますが、この二百年住宅の構造、まさにその下の点線、この期間にわたってプラス・マイナス・ゼロぐらいの伸び率で推移しているのが、これが民間住宅であります。一番下が、これは公共投資の部分であります。ですから、おのずと、やはり個人消費と住宅、この部分の活性化が必要だ、これが非常に大きな課題だ。

さらに、それをしっかりとメンテナンスしていくと、その上で、そういった中古住宅を流通市場に流し、それが高い評価を受ける、そういう仕組みをつくつていこうというものであります。これをよりまして、住宅の解体によります廃棄物を削減する、あるいは建てかえコストの削減によります国民負担を軽減するといったような効果を期待しているものでございます。

先生もお話しございましたが、そういう構想の具体化を図るために、今国会に長期優良住宅の普及の促進に関する法律案という法案を提出いたしました。この法案におきましては、非常に広い範囲の政策の中では、これは正直、方向性として非常にすばらしいものだというふうに思つております。それをよりまして、建築と維持保全の計画をつくつていただき、それを市町村、都道府県が認定する、それに対してもいろいろ応援をしていくといった仕組みを中心にしております。

また、二十年度予算におきましても、これに関連をいたしまして、長期優良住宅を先導できるようなモデル事業について助成をする事業でありますとか、あるいは住宅の記録をちゃんと整備してこれを保存しておくためのシステムの設計、さらには長期優良住宅をつくつた場合の税制上の恩典といったような施策を盛り込んでいけるところでございます。

○北神委員 ありがとうございます。  
長期優良住宅といふものをこれからつくつていいく、それが二百年ぐらいもつような堅牢なものとの命に比べますと非常に短いという現状にござります。いわば、つくつては壊すというような状況にあつたわけでございますが、この二百年住宅の構造、まさにその下の点線、この期間にわたってプラス・マイナス・ゼロぐらいの伸び率で推移しているのが、これが民間住宅であります。一番下が、これは公共投資の部分であります。ですから、おのずと、やはり個人消費と住宅、この部分の活性化が必要だ、これが非常に大きな課題だ。

長期優良住宅といふものをこれからつくつていいく、それが二百年ぐらいもつような堅牢なものとの命に比べますと非常に短いという現状にござります。いわば、つくつては壊すというような状況にあつたわけでございますが、この二百年住宅の構造、まさにその下の点線、この期間にわたってプラス・マイナス・ゼロぐらいの伸び率で推移しているのが、これが民間住宅であります。一番下が、これは公共投資の部分であります。ですから、おのずと、やはり個人消費と住宅、この部分の活性化が必要だ、これが非常に大きな課題だ。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。  
我が国の住宅につきましては、新築をされましてから大体三十年ぐらいで取り壊されるという状況でございまして、欧米各国のいわゆる住宅の寿命にございまして、非常に短いという現状にござります。いわば、つくつては壊すというような状況にあつたわけでございますが、この二百年住宅の構造、まさにその下の点線、この期間にわたってプラス・マイナス・ゼロぐらいの伸び率で推移しているのが、これが民間住宅であります。一番下が、これは公共投資の部分であります。ですから、おのずと、やはり個人消費と住宅、この部分の活性化が必要だ、これが非常に大きな課題だ。

思うんですね。やはり、周囲の環境に合つたようなく、その上で、そういった中古住宅を流通市場に流し、それが高い評価を受ける、そういう仕組みをつくつていこうというものを踏まえたようないいものつくつていかないといけない。

都心の中でも、マンションについては割と中古マンションの流通が盛んに行われていますが、やはり、そこで買う人たちの話を聞くと、非常に周囲の環境がいい、環境がいいというのは自然環境だけじゃなくて、町並みがきれいだとそういういう点を踏まえて買つていてるところがございまして、私が心配するのは、市町村とか都道府県の役所、これはもういつぱいいつぱいだと思いまして、彼らも気の毒だと思います、全部こういう仕事をしているところでございます。

ある程度合致しているかどうか、それで良好な住環境が確保されるような格好になるのかどうかといつたようなことについても認定の要件にしていただきたいと思っておりまして、それがまた、逆に言いますと、その住宅の価値というものを上げていくようになるのではないかと思つております。

また、建築確認部局だけではなくて、認定の際にはまちづくりの担当部局とも十分連携をとりまして、今申し上げたような措置というものがしっかりと行わるよう指導してまいりたいというふうに考えております。

○北神委員 認定する役所にいろいろ指導されるということですが、これも形式的なものになります

ねない部分もありますので、また、実際に認定を

される人たちの研修とかそういうことも一つの

案じやないかというふうに思つておりますので、

これについては、実際の法案が出てきたらまた議論させていただきたいと思います。

要するに、これはある意味では、日本の中古市

場、流通市場というものがなかなか今厚みがない

中で、欧米でしたら、役所がやるんじゃなくて専

門の住宅調査機関とか、あるいは金融機関、こう

いうところが住宅というものを調査して、そして

そこで、民民の関係の中で、これは耐震性がどう

なのとか違法性があるのかどうかとか、そういう

う認定をしているというふうに思います。

ここがやはり日本の場合はどうしても行政に頼らざるを得ないところがあるというふうに思いま

すが、今申し上げた金融機関についても、欧米の

場合でしたら、住宅ローンについて、人的保証で

はなくして、その住宅が当然百年もつぐらいのもの

であつたら、担保価値みたいなものもあるし、流

通価値みたいなものも出てくる。

サブプライムローンの問題で、ちょっとこうい

う発想も批判があるかもしれません、でも、あ

れは金融政策の問題であつて次元が違う話ですの

で、本来の融資のあり方として、日本の場合は基

本的に人的保証で住宅ローンをやつっている。言つ

てみれば、地震が何かで倒壊をしたりしたらすべ

て消費者に責任を負わされるような、そういうた

仕組みになつてしまつてゐるんです。

金融機関の住宅ローンのあり方も、人的保証

じやなくて住宅そのものに、せつかく二百年もつ

いたいなどいうふうに思つております。また、住宅

市場というのも開拓していくのであれば、そ

ういた観点も踏まえて、そこに担保価値を見出し

て、そこで融資できるような仕組みをつくつて、

その際に、当然銀行としては貸し出しをするわけ

ですから、本当にこの住宅の担保価値というものは

どこまであるのかという調査もしていかなければ

ならない。

そういう、むしろ民間にある程度、徐々にゆだ

ねていくような政策をとつていくべきだと思います

が、いかがでしようか。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

先生御指摘のとおり、住宅の建設購入資金に対

する融資というものにつきましては、人的保証、

無制限に返済責任を負うというやり方が今普通で

ございます。

これは、住宅の担保価値にのみ着目をして、そ

れ以外に返済責任を遡及させない、いわゆるノン

リコースローンという格好にしていくことにつき

ましては、現状では恐らく、住宅の価格自体が経

年によりまして大幅に低下をする、したがつて価

値がどんどん落ちていくという状況にあるとい

うことが一番大きな問題なのではないかなというふ

うに思つております。

仮に、今の状況のもとでノンリコースローンを

提供するということになると、恐らく、融資の範

囲を大幅に縮減するとか金利が大幅に上がるよ

うな格好で金融機関はやつていくんんだというよ

うなことになつてしまふんだと思います。

ただ一方で、私ども考えておりますこの長期優

良住宅、長い期間使用できる住宅というものが普

及してまいりますと、当然、価値がそれほど大き

く下がらないということがありまして、それに

よつて今御指摘のようなローンのあり方というの

もある程度変わつてくるのではないかという期

待をしているところでございます。

このため、私どもとしては、この長期優良住宅

の資産価値の評価でありますとか予測手法などを

確立するように、関係データの蓄積をやつていき

まいりたい、このように思つております。

また、建築基準法の関係でいろいろな

いたしまして、民間の金融機関によるローンのあ

り方が変わるような条件整備というものに努めて

まいりたい、このように思つております。

価格の経年変化の法則性というあたりも少し検証

いたしまして、民間の金融機関によるローンのあ

り方が変わることを考へると百年、二百年はな

なかもたないということであります。

ですから、今、建築基準法の関係でいろいろな

金融機関の住宅ローンのあり方も、人的保証

じやなくて住宅そのものに、せつかく二百年もつ

いたいなどいうふうにしていかなければ

いけない、地震のことを考へると百年、二百年はな

なかもたないということであります。

の混乱があつて着工等が落ち込んだことは大変申  
しわけなく思つておりますが、今回の認定等につ  
きましては、今申し上げました性能表示制度とい  
う下敷きがござります。これをもとにいろいろな基準というものをつくっていかたいと思つて  
おりまして、その意味で、公共団体の現場でどう  
いったものがそれに当たるのかということで混乱  
が起きたことがないような格好で、しっかりと措  
置をしたいというふうに思つております。

○北神委員 建築基準法そのものを厳しくすると  
いうことはないんですね。性能表示の方でやつて  
いくということによろしいんですか。

（一寸間隔を空けて） らむと（二寸）

○川本政府御老人お答えを申し上げます  
現在じげんでも、実は、新耐震基準しんたいしんきじゅんといいます土

申し上げました耐震基準を満たしていない住宅と  
いうのが全住宅の四分の一ぐらいあるということ  
でございまして、私ども、まずその改修を図つて  
いかなきゃいかぬという状況にござります。  
そうした中で、基準自体をまた上げますと、そ  
の基準を満たさない住宅・建築物が大幅にふえる  
ということもございます。まずはしつかり長も  
ちするような住宅については、先ほど申し上げた  
ような基準を適用していくやり方で進める  
のが適切なんぢやないかなというふうに考えてお  
ります。

○北海道委員会 住宅性能基準というのは、恐らくこれもまた行政の方で認定することになつてゐるんですね。それでよろしいですか。

○川本政府参考人 性能表示につきましては、性能評価機関というものが法律上指定をされておりまして、民間機関がそれを審査いたしましてお墨つきを与える、そういう仕組みになつております。

○北神委員 わかりました。  
次に質問したいのは、分譲マンションについて、長期期間にわたって修繕、改善みたいなものが必要になつてくる。この辺についても、住んでいる人がそういう意識を持つているかどうか。これはなかなか普通は持たないと思うんですね、余

りそういう政策的な観点で生活しているわけじやないので。

この辺の修繕、維持というものが國られなければ、当然、長い間の中では住宅の価値というものはどんどん落ちていく。こういう部分で政策的に誘導をしなければならないというふうに思います  
が、この点についてどういう対策を考えておられる  
のか、お聞きしたいと思います。

○川本政府参考人 お詫びのよう分議マソ  
シヨンは現在五百三十万戸弱という数字になつてお  
りまして、居住者は一千三百万人ということでお  
ござります。こういつたついの住みかになつてお  
る住宅につきまして、このストックを適切に修繕  
していく、ちゃんと使っていくというのは非常に重  
要な問題で、いろいろござります。(略)

重要な課題たるに思っております。実際に、各管理組合での管理等に当たつて、合意形成等の問題等もありまして、しつかりとした修繕計画がつくられて積立金が設定されていないという例も多々ございます。

の標準指針をつくって、その標準指針に基づいて管理をしてくださいというような格好で管理組合の参考資料をつくっていくというようなやり方、あるいは修繕履歴に関する情報や個別のマンションの標準モデルをつくりてこの普及を図るといったようなこと、あるいはマンションの管理についての標準指針をつくって、その標準指針に基づいて管理をしてくださいというような格好で管理組合の参考資料をつくっていくというようなやり方、

ンの管理情報というものをネットに載せまして閲覧できるようになります。マンションみらいネットとなる。あるいは、管理組合等に対するいろいろな啓蒙策といったようなことを行つてあるところです。

今回の長期優良住宅について申し上げますと、当然、マンションも対象になるわけでござります。この長期優良住宅の認定というものを考えますときには、長期修繕計画の策定でありますとか、積立金をちゃんと取るようとするとか、こういったことは当然要件にしたいというふうに思つ

○北神委員 ております。

いうものを認定する。これは行政で認定することになつて、二百年も転々と流通するわけですから、その情報というのはどうやって管理をされることになつてゐるんですか。

○川本政府参考人 御指摘のとおり、長期優良住宅については、世代を超えて使用されるというこ

とを想定いたしておりますから、これは、マンションに限らず、その住宅についていろいろな人がお住まいになるということにならうかと思つて います。

そういたしますと、つくつたときどういうつくり方をしたかという記録、それからどういう時期にどういう風景で、このへんがどうなつて ます。

にどうぞ」と点検をしたのかどうぞ点検の記録さらにはメンテナンスの記録。こういったものをしっかりと保存するということが次の世代、次の世帯に安心して住んでいただくということのためにには重要ななると思っておりまして、先ほど申し上げました、今回御提案しております法律案の中では、記録の作成、保存というものを義務づけること

いうことをいたしておるわけでございまして、そういう記録がついた格好で住宅が流通する。ういうことで市場での評価も高めていくというこ<sup>ト</sup>にしたいというふうに考えております。  
**○北神委員** では、それまでの修繕、維持管理、この履歴というものを保存しないといけない。こ

これは住んでいる方に保存義務があるということなんですかね。

要するに、これは、私たちいろいろな家電製品とか買つたりして、いろいろな書類とか持つていて、携帯電話の書類を持っていたりするけれども、こんなものは大体捨てたり、なくしたりする

んですよね。世代を超えて住宅をどんどんどん引き継いでいったり、あるいは売つていったりする中で、果たしてそんな保存をするのかねど。つまり、このスキームが果たして本当にワークするのかどうかというのが心配なんですが、これについてどうでしょうか。

○川本政府参考人 御指摘のとおり、基本的には家をつくつた方、家に住んでおられる方の保存と

いうことにならうかと思ひますが、データの保存ということを考えますと、その方に全部お願いをしていくことだけではなかなかうまく運営ができないんじゃないかなというふうに思つております。

は、第三者機関に預けていただくといったような仕組みにしたいと思っておりまして、これは法律の中の施行条例なんかでそういった方向を決めていきたいというふうに思つております。

○北神委員 そういうことをしないと、なかなかみんな、紛失したりする可能性は非常に高いといふふうに思つます。もう一回中で答弁して

あるいは何業者にそういう  
保存義務を持たせるとか、そういういろいろなあ  
り方があるというふうに思いますので、ぜひそこ  
を検討していただきたいというふうに思います。  
あともう一点お聞きしたいのは、賃貸につい  
て、中古流通市場を整備する中で入退去が円滑に  
行つれるようこしていかないとひきません。なかな  
くふうに思います。

○川本政府参考人 お答え申し上げます。  
我が國の賃貸住宅のストック、持ち家に比べま  
が日本の場合、いろいろな法的な環境の中できれ  
が余り円滑でない難しい部分があるというふうに  
思いますが、この点について法的な整備というも  
のはする予定なんでしょうか。

すと非常にストックの水準が低いということもございまして、今回の長期優良住宅のビジョンの中身が具体化していく中で賃貸住宅の質も上がつていくということを期待いたしておりますが、その中では、先生御指摘のような、入退去、管理面での手当てというのも必要になつてくるというふ

うに思つております。契約の更新の問題でありますとか、あるいは家をお出になるときの原状回復の費用負担の問題でありますとか、そういうた観点からいろいろなトラブルが起きているというのが現状でございます。

なるようなガイドラインや、それから賃貸住宅の標準契約書といったようなものもつくっておりましたし、原状回復についてもこういったやり方にされるんだというような指針みたいなものもお示しをいたしているところでございまして、基本的にいは、こういった取り組みを通じて、入居者に対する情報開示というものに努めてまいりました。透明性の高い賃貸住宅市場というのをつくっていくのが一番大事なのかなと思っております。

その上で、去る二月二十九日が開催される

**○北神委員** わかりませんけれども、恐らくこの賃貸住宅というものがこれからもっと伸びていく可能性がある、特にこういう政策を打つ中で。ですから、そういうところも早急に検討していくべきだというふうに思つております。

ますが、最後に大臣に、今の一連の議論を聞いていて、当然、まだ法案は出しておりませんし、この委員会でも審議はされないというふうに思いますが、多分、国土交通委員会で審議をされる。ただ、さつきの一番冒頭のGDPの項目別の推移を見ても、経済産業省としては、この住宅といふものを当然発展させていかないといけない、経済政策の重要な項目としても大事に推進をしていかなければならぬというふうに思います。そういう面で、国土交通省との調整もいろいろあるとうふうに思いますが、やはり、これも経済政策として強力に推進すべきだというふうに思います。一方で、この前、太田委員との議論の中でも、新築今までみたいにつくつては壊して、つくつては壊す。これは家電製品でも、私も、例えばウォームマンみたいなものでも、すぐ二年ぐらいたつと壊れる。これによつて、ある意味では、メーカー側としては回転が速くて非常に商売としてはいい部分もあるかもしれません、住宅といふ

うのはちよつと違う。これは生活の拠点であり、ただただいわゆる商品として見るんじやなくて、そういうた視点もやはり大事かなというふうに思っております。

者の意識の問題であると思ふんで、今まで何となく、これは私も歴史的な検証をしておいたことはないんですが、住宅というのは新しい、さらじやないといけない、新築じやないといけないと。それが一種、みんな社会に出て一つの人生の目的のようになってきたという部分がありますし、今度、伊勢神宮の遷宮二十年のあれがありまして、やはり日本の文化として、割と建てかえをする、常に新しくしていきたいというようなものもあるんじゃないのか、そういう議論をする方もいて、なかなか消費者の方も意識が、中古住宅といふのは何かちゅうちょしてしまう、やはり新しい

ここに住みたいな、そういう意識の部分もある  
というふうに思います。  
これは恐らく変わっていくようなものだと私は  
思いますが、その点も踏まえて、この住宅二百年  
ビジョンですか、今後、これをぜひ強力に推進し  
ていただきたいと思いますが、大臣にその決意を  
お聞きしたいと思います。

○甘利国務大臣 私、昔、ロンドン郊外に住んで  
おります友人を訪ねていったことがあります。そ  
うしましたら、その近所でおじさんが塀にベンキを  
を塗っているんですね。友人に、近所でベンキを  
塗っているおじさんがいたけれども、ああいう人  
を雇つてみんなやつているのかねと言つたら、い  
や、多分そのうちの御主人だ、大体、日曜日に  
は庭の手入れか家の手入れをほとんどしている  
と。

要は、まめに手入れをして、買ったときよりも  
売つたときの方が価格が高くなるようにするとい  
う話を聞きましたてちょっと軽いカルチャーショッ  
クを受けまして、住んで使つた後の方が価格が高

くなるといふことはどういふことなんだろうかと

そういう流れもありますので、こつちの方に進め

いう思いをしたことがあります。この二百年住宅構想というのは、ある種のパラダイムシフトの提言だと思いますね。住宅というのは、消耗品という発想から伝承していくものという、住宅に対する考え方を少し変えていかなきゃいけないという部分がある。ただし一方で、では住宅産業というのはどうなつちやうのと。だれも新しい家をつくらないとしたら、経済的にいえば、我が省からいえば、住宅が支えているGDP部分というのはどうなるんだという話があるわけであります。

ただし、五百年、千年建てかえないわけはないですし、日本全土の住宅が入れかわっていくには相当な経済効果もありますし、一方、いい状態で保存していくためにメンテナンスの経済効果も当然出てくるであろうと思いますし、資源を大切に使うということで資源節約、それから廃棄物の減量という政策にも合致をしてくるわけでありま

た方が経済効果も恐らく出てくるんじゃないかなと思います。いうふうに私は思っているところでございますので、ぜひ大臣も、そういう業界を抱えている部分がありますから、その説得も兼ねてひとつよろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、今、住宅の需要、経済政策としての住宅対策を質問させていただきましたが、もう一つ課題としてやはり中小企業の問題がある。そして、中小企業についても、この経済産業委員会でも何遍もいろいろな法案が出てきて議論をしてきたけれども、恐らく、私が思うには、金融の部分をやはり充実させていかないといけないということと税制の部分、さらには、公正取引委員会の優越的地位の濫用とか、俗に言う下請いじめみたいなものが非常に横行している、こういうところをやつていかないといけない。

公正取引委員会の話というのは、地味というかなかなかわかりにくい部分もあって、どうして

長寿命化するに従つて部材をどう長い間保持していくか、共通化していくか、あるいは長寿命化していくか、そういう課題もあわせて住宅政策としてとらえていくということで経済と環境とを両立させる、それから、消耗品という感覚から大切に手入れをして子々孫々と伝えていくもの、そこに文化ということも加味してくるんだろうと思いますし、これは単なる住宅政策を超えた総合的な政策であり得るというふうに我々もとらえております。

○北神委員 新築をつくりたがる業者もおられると思います。きのう国土交通省の皆さんとお話をしていたら、割と業界も、基本的にこの方向性で合意をしているという話を聞きましたし、設備関係の業者が多少難色を示しているかもしれませんけれども、やはり設備の方はどんどん新しいものを作りたいというのがありますから。

ですから、今物すごい利益を上げていたり、リフォームが今物すごい利益を上げていたり

た方が経済効果も恐らく出てくるんじゃないかなと思います。そういうふうに私は思っているところでござりますので、ぜひ大臣も、そういう業界を抱えている部分がありますから、その説得も兼ねてひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、今、住宅の需要、経済政策としての住宅対策を質問させていただきましたが、もう一つ課題としてやはり中小企業の問題がある。そして、中小企業についても、この経済産業委員会でも何遍もいろいろな法案が出てきて議論をしてきたけれども、恐らく、私が思うには、金融の部分をやはり充実させていかないといけないということと税制の部分、さらには、公正取引委員会の優越的地位の濫用とか、俗に言う下請いじめみたいなものが非常に横行している、こういうところをやつていかないといけない。

公正取引委員会の話というのは、地味というかなかなかわかりにくい部分もあつて、どうしても、金融の信用保証をするとか税制をまるけるとかそっちの方に議論が流れやすいんですが、やはり、この十数年間の経済改革というのは基本的に自由化の流れで、今ちよつとした反動が昨年の参議院選挙からあるかもしれません、基本的な流れというのは自由化であり規制緩和である。

ただ、今までの問題というのは、自由化はするけれども、事後規制のところが非常に緩かつた。要するに、自由化というのは、ルールをつくつて、ルールを多分今までの日本の行政よりも緻密なものにして、そしてそこで企業とか消費者がそのルールに基づいて公正な取引をしてもらうということであると思うんです。

どうしても、ルールがなかなか未整備だと、ルールがあつても、それを監視して、問題があつたときに摘発をして罰則をかける、こういったところが非常に緩い。公正取引委員会だけじゃなくて、労働基準監督局とか証券取引等監視委員会、こういったところはみんな自由化に応じて事後規制を強化しなければならないのに、小さな政府ど

いう議論に惑わされてしまつてそこがなかなかできていない。

そういう中で、中小企業というのは、私が地元に戻つても、非常に下請いじめがあつて搾られてしまつてゐる、そこを何とかしてほし、そういう声が地元からわき起つておりますし、皆さんもそれを聞いてるというふうに思いますので、公正取引委員会の機能の強化というものを図つていかなければならぬというふうに私は思ひます。

その一つで、今国会に提出する予定であります。独禁法の改正というものが予定されていると構ですので、どうということを想定されているのかお聞きしたいと思います。

実はもう法案は国会に提出をされておりますので、ぜひ御審議いただいて、この国会で成立をさ

せていただきたいと思います。  
その中身でございますけれども、柱は大きくなり  
つございまして、一つは、課徴金と排除措置命令  
の関係でございますが、課徴金の適用範囲の拡大  
をさせていただきたい。

具体的には、**排除型** **積的** **独占**。それから今御指摘のありました優越的地位の濫用、不适当表示、さらには、不公正な取引方法のうち不當兼売、差別

対価、共同の取引拒絶、それから再販売価格の拘束、これらの規定に違反した場合には、今までには

ただやめなさいということでございましたが、これからは課徴金の対象にしますということで、ぜひそのようにさせていただきたい。

特に、今御指摘のような、経済情勢が悪化の方  
向のリスクを抱えておつて、その中で大変シビア

な下請との取引関係でありますとか優越的地位の濫用ということがあるのであつてございまして、私ども、それに非常に積極的に取り組んでいるつもりでございますが、ただやめなさいでは不十分であるというお話を国会でも大変ございまして、それを受け、せつかくのこの課徴金の導入というう

とを御提案させていただいているわけなので、時宜にかなつた御審議をぜひお願ひしたいと思います。

それから、もう一つのポイントは企業結合の関係でございますが、これは経産省さんからも非常に積極的な御意見をいただきまして、我々も、やはり国際的な整合性を企業結合の場合にはしっかりと

してまいりましたし、非常にいいことだというふうに思います、恐らくその法案の一部がまだいろいろ議論があるところがあると思います。審判の部分だと思いますが、だから、これはきょうは申し上げませんが、それについても多分これから議論をしないといけないというふうに思つております。

それで、強化をされる、課徴金の適用範囲の拡大の話があつて、これによつて中小企業がより公正な市場の中での商売ができる、つまり大企業とかその辺に不当な扱いを受けないということが実現できる部分もあるというふうに思いますが、きょう、私、資料で皆さんにぜひ、委員長はじめ公正取引委員会の皆さんにはもう重々御承知だと思いますが、私が懸念しているのは、この改正についてはそれで結構だというふうに思うんですが、罰則を法律上強化するだけではとても今の問題には対処できない。

言で言えば人員の部分ですが、これは各国と比較しても非常に少ない。不当廉売とか、不当表示とか、優越的地位の濫用というのは当然そんな大っぴらに企業がやるわけではないので、一種非常に強い監視機能を持たないといけないし、手足がたくさんいないといけない、優秀な、有能な手足が多くたくさんいて情報収集をしたりしないといけない

い、むしろそれを積極的にやらなければとても追いつかないというふうに思つております。  
資料の三ページを見ていただきますと、日本、米国、EUの競争当局の比較をしております。  
職員数を見ていただければ、日本が七百六十五人います。そして、米国の方は二つに分かれておりまして、これが千九百。二千人弱ということです。

あります。注の一にござりますように、これだけじゃないんですね。各州の司法当局も競争法の執行を行つてゐる。ですから、実際は多分もつと人数がいるというふうに思います。

E.Uの方を見ますと、これは統合されたE.Uの競争当局でございますが、七百三十七人で、日本

と余り変わりがないように見えますが、その右にありますように、EUだけじゃなくて、ドイツとかフランスとかイギリス、ここでまた競争当局の

人員がいるわけですね。  
そして、端的にわかるのが一番下の部分で、職員一人当たりの事件処理件数。これは何かあたかも特許庁の審査のあれを思い出すんですが、日本

は〇・一二三とほかの国に比べても非常に多い。フランスはちょっと多いんですが、基本的には日本は職員一人当たり、かなりいろいろな仕事を負わされてしまっているという部分がございます。もつとわかりやすく言えば、次のページ、四ページを開いていただくと、これは一般の方から情報、優越的濫用があるとか、これは不当表示だとか、そういう相談件数の推移を見ますと、八年度なんか見ると非常にふえてきてる。そして、独禁法、景品表示法、両方合わすと七千件ぐらい来ていて、非常にふえている。

それだけじゃなくて、これはある意味では受動的な情報の収集でありまして、何か問題があつて苦情みたいな話が舞い込んだらそれで対応するということですが、本来、公正取引委員会というのは、一番下の、独禁法の四十五条に職権探知というものがついて、積極的に情報収集をしていくことが可能なわけですよね。ただ、恐らく、ここまで手が余り回っていない。だから、自分たちで能動的に、不当廉売が行われているんじゃないとかとか、そういう調査までには至っていないというのが今の現状であります。

私がこの問題に具体的に関心を持ったのは、地元の酒屋さんの不当廉売の問題がありまして、これは多分皆さんの地元でもよく聞く話だと思いま

このときに、私は京都ですので近畿中国四国事務所に問い合わせると、結局、不当廉売について実際に担当している職員の数は四人ぐらいしかいない。これは大分前の話で正確じやないかもしませんが、四、五人ぐらいしかいない、不当廉売だけですね。

酒屋さんだけじゃないですね、いろいろな不廉売の問題があつて、近畿、中国、四国、この全域にわたつて、四五人でどうやつて本格的な情報収集能力を發揮できるのかというふうに愕然とした記憶があります。まさに、この資料にもありますように、「近畿中国四国事務所への相談件数」というのが独禁法、下請法、景品表示法とそれぞれありますとして、十八年度は五千五百件ぐらいまでくなつていています。

そうしたら、では体制の方はどうなつていてかというと、その下の丸にございますが、実際、情報収集、例えば相談を受ける人とか、あるいはまれに行われているであろう職権探知をする方といふのは、この体制の中の取引課と下請課、五人、六人。そして、その下に審査課が四つぐらいあります。これが全部で二十人ぐらいしかいない。

この審査課は、当然、情報収集だけじゃなくて、実際に問題の対象になるような案件について審査をしなければならないわけですから、実際十人か十二人ぐらいで情報収集を近畿全体、四国全体、そして中国地方全体でやつてあるというふうは、極めて不十分な体制だといふうに私は思つております。

ですから、法律の改定も大いに結構だというふうに私は思いますが、現実に考えると、やはり人員の体制といふものを強化しなければならないといふうに思つております。

委員長、この認識は正しいんですか。それとも、もう十分この人員で円滑にやつていますよということなのか。その点、委員長の御意見を伺いたいと思います。

○竹島政府特別補佐人 御指摘のように、私も、数も質もマンパワーを公止取引委員会において上げたいと思っていまして、そのためにはやはり定員の増加のほうとしても必要だというふうに思つておりますが、その中では例外的に純増官庁ということでございまして、二十年度予算で、七百六十五という数字がありますが、三十人ぐらいふえまし

て、私どもの委員会、委員長以下五名おります

が、入れますとちょうど八百名になるということ

で、それなりの理解というか、相当の理解はいた

だいてここまで来ているなと思っております。

○北神委員 御指摘のよう、地方組織は大阪が一番大きい

わけですが、それでも四十名いない。ただ、中國、四国はそれぞれ支所がございますから、四国と中國全部を今この四十名弱でやつているわけ

じゃなくて、支所が広島と高松がございますの

で、いわゆる近畿がこれでカバーしているという

ことでございますが、それにもこの程度

ましてや名古屋以下はもつとちつちつやいわけでございますので、そういうところにはこれから

ございまして、や名古屋以下はもつとちつちつやいわけでございますので、そういうところにはこれから

思います。

時間がもうございませんので、もつといろいろ公正取引委員会の竹島委員長にもお尋ねしたかつたんですが、それを割愛させていただいて、大臣

に最後、この前、官房長の松永官房長とお話をす

べて、それでも四十名いない。ただ、中國、四国はそれぞれ支所がございますから、四国と中國全部を今この四十名弱でやつているわけ

じゃなくて、支所が広島と高松がございますの

で、いわゆる近畿がこれでカバーしているという

ことでございますが、それにもこの程度

ましてや名古屋以下はもつとちつちつやいわけでございますので、そういうところにはこれから

ございまして、や名古屋以下はもつとちつちつやいわけでございますので、そういうところにはこれから

ございまして、や名古屋以下はもつとちつちつやいいでございますので、そういうところにはこれから

ございまして、や名古屋以下はもつとちつちつやいいでございますので、そういうところにはこれから

ございまして、や名古屋以下はもつとちつちつやいいでございますので、そういうところにはこれから

いけない。たしか森総理のときに一回、産業戦略会議みたいなものをつくつたというふうに思いますが、そういう観点もやはり必要なんじやないか。

そういうところも含めて、経済産業大臣として、これから大変景気が悪くなる中で、いよいよ本格的な経済産業戦略も、本当にもう手おくれだ

と思いますけれども、八〇年代から米国とかイギリスとかはずつとやってきて、彼らの成長の結果

というのは、あのときになんと国家としての戦略を策定して実行したからだというふうに思いますが、その点についてぜひ大臣の決意のほどを伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○甘利国務大臣 私が大臣に就任をしましたときの就任のあいさつというか幹部職員に対する訓辞が、我が省こそ国富を増大する役所である、許認可権限はほとんど手放し、予算もそろ多くはない、しかし、我々には知恵がある、ホモサビエン

ともかかわりますし、住宅ローンの話を入れれば金融庁にもかかわる、そして公正取引委員会にもかかわってくる。こういったことも、しかしながら

はりそういうところが非常に大事だというふうに思つております。

さつき申し上げたように、経済産業戦略といつてもほとんど、きょうの議論だけでも国土交通省にもかかわりますし、住宅ローンの話を入れれば

金がかかる、そして公正取引委員会にもかかわってくる。こういったことも、しかしながら

はりそういうところが非常に大事だというふうに思つております。

というのと、まさに中小企業というのは、地方が今疲弊をしておりますので、こういった地方の部署の体制を強化していくかなければならない。

純増官庁という話がありましたら、大臣にお願いしたいのは、國務大臣として、内閣として、たゞ行政改革と、いつて全部一律に減らすとか、そう

いう発想じゃない、これから自由化の中で事後規制を担う官庁というのむしろ人員をふやさないといけない。そういうところはやはりメリメリ張りをつけていかなければならないというふうに思つておりますので、ぜひ大臣の方もそういう意識で、ただもう一律に、役員的に減らすのではなくて、めり張りをつけていただきたいというふうに強く要望をしたいというふうに思つております。

これは、中小企業にとって、そして単に税金をばらまくとか、そういう話ではないので、一番大事な、これから自由主義経済をちゃんと公正正直に透明なものにするために最も大事な部分だと思つてございました、二十年度予算で、七百六十五

今まで、特に知的財産のときにも私も提言をさせていただきましたが、経済産業戦略の全体、各省

シングルタンク的な機能として、そういう自由な立場でいろいろ政策を練るのも結構ですが、政権与党というのは実行力が勝負だというふうに思つますので、そういうことだけじゃなくともつと、今まで特に知的財産のときにも私も提言をさせて

おりました。そこでも、政権と民間議員といろいろ議論を交わしますし、それが我が省の責務だと思つております。

○北神委員 全体の省庁横断的な部分、知恵を生かすという

話がありました。知恵をやはり各省庁に、リーダーシップを發揮して動かさないといけないので経済財政諮問会議というお話をありましたが、これも経済産業省の設置法の第四条二号に書いてあります。私が、私、経済財政諮問会議、いろいろな不满もありますし、またそれについては議論をしたいというふうに思います。

ぜひそこで最大限の指導力を發揮して、おつしやつた、国富を増大する仕事に邁進していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○東委員長 北神圭朗君の質疑は終わりました。

次に、後藤斎君。

○後藤(斎)委員 大臣、連日お疲れさまでござります。体調も御回復をしたよ。

大臣、冒頭ちょっと、質問通告していないんですけど、せんだけって、内閣府が国民の意識調査をしました結果が公表されました。その中で、この間議論をした食料の問題では、昨年は「三三%」の人が悪い方向に向かっているというふうにお答えにならぬことしは四一%まで増大をしたと。きよう中心にお尋ねをする資源、エネルギーについても、昨年は一八・七%の方が悪い方向に向かっているというふうにお答えになっていますが、ことしは二五・四%というふうなことで、この資源、エネルギーは、過去では二割を上回ったことはほとんどないというふうなお答えになっています。

その中で、この委員会でも繰り返しお尋ねをしました。要するに国産で貰える資源、エネルギーをこれからどういうふうにふやしていくかというふうなことで、いろいろな部分で大臣が資源外交も含めて御努力されていることは十分承知をしておりますが、まず大臣、国民の皆さん方の意識調査、資源、エネルギーの分野でも悪い方向に向かっているというふうにお答えになられる方、お考えになつてている方が非常にふえたということについてはどうのような御評価をなさるでしょうか。

話がありました。知恵をやはり各省庁に、リーダーシップを發揮して動かさないといけないので経済財政諮問会議というお話をありましたが、これも経済産業省の設置法の第四条二号に書いてあります。私が、私、経済財政諮問会議、いろいろな不満もありますし、またそれについては議論をしたいというふうに思います。

ぜひそこで最大限の指導力を發揮して、おつしやつた、国富を増大する仕事に邁進していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○東委員長 北神圭朗君の質疑は終わりました。

次に、後藤斎君。

○後藤(斎)委員 大臣、連日お疲れさまでござります。体調も御回復をしたよ。

大臣、冒頭ちょっと、質問通告していないんですけど、せんだけって、内閣府が国民の意識調査をしました結果が公表されました。その中で、この間議論をした食料の問題では、昨年は「三三%」の人が悪い方向に向かっているというふうにお答えにならぬことしは四一%まで増大をしたと。きよう中心にお尋ねをする資源、エネルギーについても、昨年は一八・七%の方が悪い方向に向かっているというふうにお答えになっていますが、ことしは二五・四%というふうなことで、この資源、エネルギーは、過去では二割を上回ったことはほとんどないというふうなお答えになっています。

その中で、この委員会でも繰り返しお尋ねをしました。要するに国産で貰える資源、エネルギーをこれからどういうふうにふやしていくかというふうなことで、いろいろな部分で大臣が資源外交も含めて御努力されていることは十分承知をしておりますが、まず大臣、国民の皆さん方の意識調査、資源、エネルギーの分野でも悪い方向に向かっているというふうにお答えになられる方、お考えになつている方が非常にふえたということについてはどうのような御評価をなさるでしょうか。

○甘利国務大臣 ここ数年で、資源、エネルギーに対する市場の考え方というのが全く変わつています。そして、資源の国家管理化が随分進んでいます。そこで、純粋市場原理で動かなくなりつつあるというところが、國民が不安を感じてきていました。そこで、自主工エネルギー比率を上げるということが今や、売つてやるというふうに変わりつつあります。

確かに、この外為法という法律の枠組みでます判断をするというのを大臣も繰り返しあえになつてきましたし、「この中で、国の安全保障であるとか公の秩序の妨げにならないようになります」と、これは純粋自主工エネルギーでいうと恐らく四%ぐらいしかない、原子力をそれに準ずる自主工エネルギーとカウントしても一八%ぐらいでしようか。

でありますから、調達し得る自主工エネルギーを拡大する、これは太陽光であり風力でありバイオ。私は、日本の技術からすると、太陽光とバイオというのはこれから力を入れていく余地はうんとあると思います。それから、原子力につきましては、まさに風雪の中、それに耐えて推進をしてきたということが今実っているわけでありますから、より安全、より環境負荷の少ない、より高性能などを引き続き開発していくことが重要であるというふうに考えております。

いすれにいたしましても、資源、エネルギーは国民生活、国民経済のよつて立つ基盤でありますから、その安定供給を含めたいわゆる安全保障には万全を期していきたいと思っております。

○後藤(斎)委員 ありがとうございます。

この意識調査を私もじっくり読みましたのは初めてなんですが、国の政策への民意の反映度合いというのが、七五%の方が反映されていないといふこと。これは、この委員会の、例えば中小企業政策であつたとしても、エネルギー政策であつたとしても、もちろん、いろいろなバーツで個人個点から、以前も大臣に御指摘をさせていただいたように、どこまでを外の資本というか外国の方の資本にゆだねるのかどうかという議論も、やはり事業法としてもしていかなきやいけない。

さらには、新株の部分については、民営化以降、Jパワー自体も実際の株が、買う方も少なくなるなど結構なことです。Jパワーは、株について全然素人なうい。要すれば、私なんかは株について全然素人なんですが、普通、例えば、大臣はなかなか直接お買いになることができないかもしませんが、国民の皆さん方がこの二十七条に規定してあるようなことをたくさんの方が思い、そしてJパワーに投資をし、海外に非常に積極的に電力開発の事

業もなさつてある会社ですから、そういうものを育てていこうと。

そういうことを通じて国内の金融資産を、本当に〇・何%が入れば株というのは全体も底上げになりますし、企業の価値という点でいえば、やはりこれが非常に安くなつていています。そこで、自主工エネルギーは買つてあげるというスタンス、それが今や、売つてやるというふうに変わりつつあります。

確かに、この外為法という法律の枠組みでます判断をするというのを大臣も繰り返しあえになつてきましたし、「この中で、国の安全保障であるとか公の秩序の妨げにならないようになります」と、これは純粋自主工エネルギーでいうと恐らく四%ぐらいしかない、原子力をそれに準ずる自主工エネルギーとカウントしても一八%ぐらいでしようか。

これを考えるときに、私も、この判断はある意味では非常に正しい部分があると思うんですが、それでは、この問題だけに限らず、いずれ違つた部分も、例えば違う外資の方がどうなのは当然想定をされますし、やはりそのとき、外企企業と国内企業、では国内ファンはどうなのかという言葉であります。それで、まさに風雪の中、それに耐えて推進をしてきたということが今実っているわけでありますから、より安全、より環境負荷の少ない、より高品質なものを引き続き開発していくことが重要であるというふうに考えております。

いすれにいたしましても、資源、エネルギーは国民生活、国民経済のよつて立つ基盤でありますから、その安定供給を含めたいわゆる安全保障には万全を期していきたいと思っております。

○甘利国務大臣 電源開発という会社を外為法の対象にしてあるということは、もう御承知のとおり、大間のブルサマール原発をこれからつくら、それから四島をつなぐ送電幹線を持つてゐる、あるいは周波数変更設備の三割を持つてゐる、ですから電力の融通をする際に極めて重要な役割をする、あるいはブルトニウムを平和的に利用していく国策としての枠組みも組み込んであります。

そういうことに不安が生じるということは避けなくちゃならないわけでありますから、こうした会社は、ある種、ファンデンドからしてみると、ポートフォリオ的に投資対象とするというのはどんどんやられて結構なんだと思いませんが、経営に参入をして中身を変えさせるということについては相当慎重にならなければならないんだと思います。

ただ、御指摘のとおり、外為法というのは確かに一つしやるよう内外差別です。国内から同じことが出てきた場合、外為法としては防ぎ切れな仕組みはおつしやるとおりです。

では、なぜ外為法でその対象とし、個別の法律によらないんだと言われば、国内の投資家はリスクを冒してまでそういう行動はとらないという前提に立っているわけですね。つまり、停電の危険がある、自分も送電を受けている会社であるのに、自分の会社に停電の被害が及ぶことを前提としてそういう危険を冒すはずはないという前提に立っているんだと思うんです。事実、そういう例は今まで一度も出てきていないんです。

もされませんが、きちっとした対応をしている。ですから、いろいろな角度からまたぜひ御検討をしていただきたいというのを要望しておきたいと思います。

空気と水と太陽の熱というのはだれでもが自由にという部分が、今は若干変化をしていますが、そういう中で、私は、ついせんだって、日本の太陽電池生産がトップを陥落という記事を見て非常に愕然としました。これはもちろん企業の問題とそして制度の問題、多分二つあるのかなというこ

しようとしているかと、原材料のシリコンの部分の手当てが十二分にいかなかつたということも一方であるようでありましたし、それに向けては逆に技術開発をもつと強化しなきやいけないというインセンティブが働いて、原料のコストを下げていく、なおかつ変換率も向上するということを、今必死に研究開発をしている。

それが成功していくば、また国際市場というのは年率で四〇%ぐらいずつ拡大をしている太陽光パネルの市場ですから、そういう部分で、国内で

他方、先生御指摘の、先般私どもが出した  
た、日本における太陽光発電の可能性という観点  
から申しますと、確かに、そこで御提示いたしま  
した、家庭においても十倍の規模になるということ  
とは、数字としては非常に意欲的な数字と受けと  
られていると思います。

では、実際にどうやつたらこういうふうになっ  
ていくのかということについては、我々は、現在  
の政策、つまり技術開発支援であるとかあるいは

たたしては何んもやくちやな国内の投資  
ファンドがあつたらどうするんだというお問い合わせ  
わせだと思うんですが、国内的には企業があらゆ  
るケースを想定して必要なガードをちゃんととする  
というのが基本なんでありますけれども、そんな  
ケースが出てくることに対しで危険が高まつてき  
たらどうなのと。そういう場合、立法措置が必要  
であるかどうかは、結論からいえば、幅広い見地  
から検討していくことでしか今は答弁がで  
きないのであります。

とを感じました。我が国がこれから再生可能、要するに自国産で  
という部分では、この間、特許の話、知的財産の  
話もしましたが、日本が技術力を高め、競争力を  
持ちながら豊かな国になつていく、豊かな生活を  
するという部分では技術をもつと变革しなければ  
いけないという、ある意味ではそれに向けての第  
一ステージか二ステージに入つたのかなという感  
じもするんです。

導入をする量的なものか、これがどうなつて行くのかというのが前提にあつて、それをベースに海外にも攻めていくという考え方がないと、このまま首位陥落をし続ける分野では決してないというふうに思うので、その点について、これからどんな形でやられるのか、長官で結構ですから、お考えになつてているか、御見解をお尋ねしたいと思ひます。

RPS法であるとか、そういうことだけで、これが簡単に達成できるというふうに思っているわけでもないわけでございますので、その点について、これから、まさにこの出した需要見通しをある意味で政策的に後押ししていくためにも、現在、資源エネルギー調査会の新エネルギー部会というのを頻繁に開いて、できるだけ速やかに政策の強化を図っていくということが必要だらうと思います。

一応、外為法自身の構成が、国内投資からそういうことが発生する、つまり、自分にも被害が及ぶ、あるいはステークホルダー全体の評価が物すごく下がるということを犠牲にしてまでそういう行動には出ないということが前提になっているんだと思うんですね。ですから、内外差別になつてゐるわけでありますて、それでもという場合はどうするんだということについては、これから幅広く検討をしていこうと思います。

に抜かれた。それも、四年前にドイツが固定価格の買い取り制を本格的に導入したという制度の部分が、ドイツの家庭や企業に、太陽光の発電をしても二十年間で投資をしたらペイするよ、十年間はランニングコストがかかるけれどもそれ以降は基本的にはプラスになつていくよというきつことした周知をしながら導入したということがいろいろな報道にあります。

部分というのは、実はフェーズが分かれているんだろうと思います。

御指摘ありましたように、首位陥落という話は、見出しどしてはそういうことなんございますけれども、国別生産量でいえば日本はまだ世界一を維持している、まあ、肉薄されているわけですから、どう威張つても始まらないんですけども。

振興策というものを今以上にそれぞれやつしていく必要があるということを、とりあえず現時点では申し上げるということでございます。

○後藤(斎)委員 大臣のおつしやるとおりの部分だと思うんですが、大臣が以前言われたことは多分二つあって、海外からも幅広く投資をふやしていかなきゃいけないということで投資倍増計画というのもおつくりになっています。ですから、このバランスをどうするかということと、その幹にあるエネルギーの一安定供給をどうするか。例えば、フランスなんかは今でも政府株を電力会社に入れ込んで、ガードという表現は適切でないかと考証をしていくことまでたど思っています。

これから確かにREPS法はあるんですね。あれは量だけの話であって、価格の部分に踏み込んでいいない。そして、三月に出た長期エネルギーの需給見通しの中でも、「家庭の姿」というところで、これから二十年後の、例えば太陽光パネルの普及というものが現在の三十二万から十倍のストック、三百二十万まで増大をする、新築の住宅の七割に導入みたいな記述もございますが、全体の絵画というものが、国内需要がどうなつていくよといふことがないわけですね。

ですから、首位を陥落した会社もこれから何を

問題は、最大の肉薄されている原因は、先生御指摘の特定の会社がシリコンの調達に大失敗をして、それで生産シェアが激減をしたということを聞いているわけでございまして、私は、技術という観点からあるいは競争力という観点から、日本の企業がリードしていたところがそれほど劣悪になつてているというふうには思つておりますんし、当該企業も今大設備投資を推進中でございますから、恐らくは、やはり産業の中における主力としての日本企業の地位というのは、これからも重要な地位を占め続けるというふうに思つております。

かのインセンティブをスタートのときには働くせていかないと、先ほど長官がお答えいただいたように、ソーラーのパネルの値段が例えば半分とか十分の一になればもつと当然導入しやすいのが当たり前ですが、それにはまだ五年、十年、そのくらいのオーダーがかかる可能性もあるということです、ぜひその点については上手にバランスをとつて普及が促進できるようお願いをしたいと思います。

で、ある意味では水力発電というのは非常に古典的なエネルギー源になっていたことがあります。特に大規模ダムということではなくて中小の河川、水力をどう生かすかというのは、太陽光と並んで水力発電が分散型のエネルギー源としてどういう形で確立がされていくかということ私は非常に関心を持っていますし、以前お尋ねをした中で、経産省の方で開発ボテンシャルのある中小規模水力の実態調査もしていただいて、大規模に比較して経済性が悪い立地が多いということのようですが、それはある意味では当然のことかもしれません。

そんな中で、大臣、例えば今NEDOとか、合併した市町村であれば合併特例債があるということで、上手にそういう基金を使うと、例えば五十キロワットくらいの能力の中小水力発電を設置する、設備土木工事が二億円かかるとしても、実際そのうちの六割くらいは地元の業者に土木、電気事業が落ち、一億二千万くらいの仕事が発生するわけです。

今、国の設置が二分の一、裏負担を例えれば地方交付税の措置をするという形にいろいろ計算をしていくと、例えば、この二百五十キロワットといふのが、二十四時間三百六十五日基本的に水量が変わらなければ、二百十九万キロワットといふのが一年間に発電でき、そして大体十円で例えば売却ないしは自治体の公共施設での電力支出のコスト削減ということで二千百九十万というお金が、設備投資の分では当然かかるんですが、要するに、それ以降はプラスの収入ないしはコスト減が図れる。

やはり当然これは地球温暖化対策へのメリットということにも象徴的なスタイルとして、絵姿として出てきますし、全国の自治体でも、少しづつではありますが、そういうふうな導入をする自治体がふえています。それをやはり国全体として、こういう地球温暖化、そして今、自治体経営が非常に大変な中で、温暖化対策とうまく連動した形で対応を促進するという視点も私は必要ではない

かなというふうに思うんですが、その点についての御見解をお伺いしたいと思います。

○甘利国務大臣 見解だけ申し上げます。

日本には再生可能エネルギーという言葉と新エネルギーの主要部門を占めているのが水力発電であります。

水力発電も、大規模なものについては、大きなダムをつくって云々ということで環境に与える影響等を懸念する声があつて、なかなかそう幾つも、大規模に一齊にという大いにはいかない。そうすると、そういう影響が軽微な、あるいは全く与えないということで中小の水力が従来より以上に提案されているんだと思つております。

また、規模が小さいですから数をたくさんつくらなければならぬわけですが、コスト面を初めとした幾つかの課題があるわけであります。中小水力開発費補助金等によって、有望開発地點の調査から建設に至る支援を行つてゐるわけ

であります。これから、小規模でいえば、農業用水を活用した発電とか箇所は結構カウントできるんだと思ひますし、それを数をたくさん合わせるとそこそこかなり大きさになつてゐるという意味で、ある程度有望視されるのではないかと思つております。

○後藤(斎)委員 時間もなくなつてきたんですけど、いわゆる国内に眠る都市鉱山ということが今よく言われています。ただし、これは、金にしておらずアーメタルにしても、パソコンであるとか携帯電話を回収する、要するにリサイクルする仕組みをどうつくっていくかということが多分一番の大きな課題だと思つています。

大臣は、冒頭も触れさせていただいたように、資源外交ということで、要するに、外から持つてくる原材料いろいろなお話をなさつて、契約をして、安定的に輸入するというルート、それと今までのものをどう有効に使うか。この都市鉱山、トー

タルすると家電では二十兆円の鉱山になるというふうなことの分析もされておりましたし、それを本当に生かすか殺すかは、これからのまた制度づくりだというふうに思つています。

○甘利国務大臣 見解だけ申し上げます。

我々が新エネルギーと呼んでいるのは全部再生可能エネルギーに組み込まれていて、その再生可能エネルギーの主要部門を占めているのが水力発電であります。

大臣、資源有効利用促進法という法律が平成十二年に制定をされていると思うんですが、こういふ分野に、例えばパソコンは指定省資源化製品であるとか指定再利用促進製品であるとかいう規定はございますが、携帯電話みたいなものというのは現時点では指定はされておりません。

もちろんこれは消費者の皆さん方に御協力をいたしかないと、完全に制度だけつくてもできない部分はあると思うんですけど、やはり眠つてゐるもの生かすということの啓発、これはまさにエネルギー、資源を国内でいうそのベースに一番合致をする考え方だと私は思うんですが、その点について、最後に大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○甘利国務大臣 御指摘のとおり、日本はバージン資源でいうと資源小国でありますけれども、リサイクルという切り口でいいますと資源大国と言わわれているわけであります。

今携帯電話が例に出ましたけれども、例えば携帯電話から金を取り出す。通常の金鉱山でいうと一トンの鉱石から取り出せる金は五グラム、しかし携帯電話は一トンから取り出せる金は四百グラムでありますから、大変な確率になるわけであります。

ただ、御指摘のとおり、回収台数が減つてきております。セキュリティの問題とか、あるいは自分の思い出が入つてるとか、大事なメールが入つてるとか、大変な確率になるわけであります。

ただ、御指摘のとおり、回収台数が減つてきております。セキュリティの問題とか、あるいは自分の思い出が入つてるとか、大事なメールが入つてるとか、大変な確率になるわけであります。

○東委員長 午後一時から委員会を開きます。

○近藤(洋)委員 民主党の近藤洋介でございます。

午後零時十二分休憩

から、国民に、有効な資源だから再利用することが日本の政策運営の上で、あるいは経済運営の上で、国民生活の上で大事なんですよ、あるいは環境政策の上でも大事なんですよということを啓蒙していく必要があろうかと思います。

○後藤(斎)委員 以上で終わります。ありがとうございます。

これは、政策段階それから販売段階等でしっかりと連携をして、回収運動を開催し、リサイクルという意識を広く国民全般に意識づけていくことが大事だというふうに思つております。

○東委員長 午後一時から委員会を開きます。

○近藤(洋)委員 民主党の近藤洋介でございます。

午後一時一分開議

一般質疑の機会をいただきまして、委員長、理事の皆様に感謝を申し上げます。

○東委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。近藤洋介君。

○近藤(洋)委員 民主党の近藤洋介でございます。

午後一時一分開議

一般質疑の機会をいただきまして、委員長、理事の皆様に感謝を申し上げます。

すべての政策意思決定というものに共通していることだと思いますけれども、調査なくして政策なしでありますかと思うんですね。正確な現状の分析をきちんとして、そして加えて過去の反省に立脚してこそ、正しい政策として判断ができる

んだろう、こう思います。

失われた十年、十数年と言われてきたわけです

が、そのきっかけとなつたバブル生成から崩壊にかけたいわゆる経済失政の原因は何だというふうに、せんじ詰めて言えば、その最大の要因は、私は当時の政策当局が、例えば銀行の不良債権の実情について、また経済の実態について判断を見誤つた、このことにあるんだろうと思うんです。

そういう思いから本日、一般質疑の機会をいたしましたので、まず最初に、あらゆる経済政策の基礎となる経済分析のあり方、そ



わずか八千のサンプルだというのだとすると、それは統計の精度を上げるために相当真剣に政府として努力をすべきだろ、こう思うんです。これだけの各種の統計があり、各省ばらばらにそれぞれやっているけれども、その連携をとつてそれを高めることを大至急すべきだと思いますけれども、政府はいかがでしようか。これは責任は内閣府でしようか。

○中島政府参考人 お答えいたします。

まさに今おっしゃったように、日本の今の統計というのは、個々の省庁では一生懸命統計をとつてそれなりに頑張っているわけですけれども、全体として見たときに、QEにしろ何にしろ、信頼の置けるいい数値がなかなか出てこなかつたりする場合がある。そこが最大の問題であります。統計という国民にとって必要欠くべからざる情報というものを正確に提供するという任務を担うべく、昨年の五月に統計法が全面改正されまして、公的統計整備の司令塔機関つまりばらばらになつてゐるもの全体として見て、体系的に整備していくという使命を帯びた統計委員会が、内閣府に昨年の十月に設置されたということです。

現在、統計委員会におきまして、公的統計整備の総合的な調整を担当する総務大臣から諮問を受けまして、公的統計の整備に関する基本計画をつくるということで、統計委員会でその作成作業にかかっています。この審議の中で、先生が御質問されたGDP統計のよりよい方向へ向けての改善ということでも、加工統計と一次統計との相互連関性を高めるという観点から今集中的な審議を行つておりますし、ことしの年末を目指して申します。ということで鋭意努力をしているということです。

○近藤(洋)委員 やろうということはいいことなんですねけれども、年末に答申をして、これで実行ということです。だから、非常に遅いんだと思うんですね。既に、この問題は前からいろいろ、QEが本当にどこまで正しいんだという統計

の問題が指摘をされていたわけですし、これからまた質問しますけれども、今まさに経済実態がどうなつてあるんだということをきちんと分析する必要がある。その中において、今経済の潮流が変わらうとしているときに、本当に日本の経済がどうなつてあるんだというときに、基礎統計が、足元がふらついていると、これはどうなんだ、こういうことだと思うんですね。冒頭言つたように、経済実態をきちんと把握することが政策の大原則なんです。ここは本当に国家としてのインフラだと思いますので、大至急やつていただきたいといふことを申し上げたいと思います。あわせて、QEが経済の体温を調べるわけですから、もう一つ大事な経済指標というか経済分析が月例経済報告であります。

この月例経済報告、資料の三枚目の下段のことろに昨年九月以来の月例経済報告の基調判断の文言を記載しております。昨年九月は「景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、回復している」と回復ということを言つてことしの一月まで十二月にはずっと続いているから「このところが取れて、一部に弱さがみられるものの、回復している」ということで、一月、二月、こういうことであります。

いわゆる月例文学と言われる文学的表現で、

ちよつとの言葉で政府がどういう景気認識かといふことを示す文言なわけですけれども、その文言が二月に変わりました。「景気は、このところ回復が緩やかになつていて」、こういうことありますね。三月はさらに、「景気回復は、このところ足踏み状態にある」と。

「回復が緩やかになつていて」、どうちがどうなのかよくわかりませんが、内閣府に聞くと、これはさらに弱くしたのです、こういう解説をあります。解説を聞かないとなかなか判断がわからぬんですが、二回連続での下方修正、こういうことでした。景気回復は足踏み状態、こう

いうことですね。よくわからないんですけど、いざれにしろ、二ヶ月連続下方修正。

そこで、甘利大臣にお伺いしたいんですが、当以来、昨年九月、十月の臨時国会でも、例えば建築基準法の拙速なる施行の問題もあり、地域の経済も大変危機的状況にあるんじやないか、中小企

業も大変問題があるんじやないか、またサブプライム問題もまだ、七月、八月、出てきたところであります。原油高の話もありました。こういうところをとらえて、果たして景気は大丈夫なんだろうかという議論をすつとさせていただきました。甘利大臣も、大変危機感を持ちながらの御答弁だったかと思います。

そういう中の認識に立つて、大臣、月例経済報告は、そうはいつても、私たちが大丈夫か大丈夫かと議論していた九、十、十一、十二と全く同じ判断で、ようやく二月に下方修正しているわけですが、二月に下方修正したという判断、二月に弱くなつた、潮目が変わつたという判断は、私は個人的にはちょっと遅いんじゃないかな、こう思っています。甘利経済産業大臣は、閣僚として、政治家としての皮膚感覚として、二月の下方修正と

いうのはちょっと遅いんじゃないかなという感覚をお持ちになりませんか。いかがですか。

○甘利国務大臣 我々政治家は、数字にあらわれるデータと、選挙区に帰つたりあるいは地域に向いていて受ける肌感覚との乖離にいつも悩んでいます。この乖離のはどこにあるのかというのをいつも思うわけであります。我々の直観が本当に正しいのか、しかし数字は客観的なものでありますから、その乖離のはどこにあるのかというのをいつも思つておられます。

経済産業大臣としては、より正確なデータを収集する、大臣としての外へ向けての発言は、それに沿つていかなければならぬというふうに思つております。

一方で、消費というとマインドとつきますが、一方で、消費といふとマインドとつきますから、余り深刻な話だけ出していくと、深刻な話がさらに深刻な事態を呼び込むという部分がありますから、表現がなかなか難しいんだと思います。でありますから、先ほどの月例の基調判断なんというのは、これは専門家が読むと、ああ、こういう意味をしているなと。しかし、一般の人が読むと、どこが変わつたのかよくわからぬという、非常にマニアックな表現になつてゐるわけであります。

私は自身は、消費がGDPの六割でありますから、これをもつと仔細に分析して、それにピンポイントの対策が打てるようすべきだというのは、ずっと前から言つてきたところなんです。消費形態でも、今でいえば、ネットを通じた消費はどうなつているか。恐らく、その辺の正確なデータの把握というのには余りないんじやないかと思うんです。されども、シェアに見合つてその分析は詳細にすべきだ、そして景気対策をするならば、そこに、ピンポイントで届くようなきめ細かな対策をすべきだというのは、ずっと前から主張してきておりまして、今後の課題というのは、消費の分析をもつときめ細かにやるというのが課題の一つではないかと思つております。

○近藤(洋)委員 大臣おっしゃるとおりだと思います。その消費の分析は重要なことで、先ほど統計の議論の中でも、少なくとも全体の統計を見直すのは一年なりなんなりかかるかもしれませんですね。その消費の分析は重要なので、先ほどの統計の議論の中でも、少なくとも全体の統計を見直すのは一年なりなんなりかかるかもしだれぬけれども、そういった消費動向がわかるような手だては、まさに経済産業省は現場を持つているわけですから、大臣、ぜひ、こういう手法があるんじゃないかなというふうに思つておられます。ただ、私は、常に景気は気からだからという感じでありますから、大臣、ぜひ、こういう手法があるんじゃないかなというふうに思つておられます。ただ、私は、常に景気は気からだからというふうに思つておられます。ただ、そういつたことを踏まえた上でも、もうかりますし、大概もうかつてゐる人は声を出して言わぬわけであります。困つてゐる人は大きい声で言うけれども、こういうのもよくわかります。ただ、そういつたことを踏まえた上でも、この一ページ目のQEをごらんいただくとわかるんですね。既に第二・四半期で、政府は、速報値ベースで年率一・一%増だと言つたけれども、直

近値では実はマイナス一%だった、こういう数字が出ているわけですね。実態的にも第二・四半期で失速しているわけですね。これが明らかになつた。これは数字ですね、全く数字なんです。正しに数字なわけです。第三・四半期でも一・四〇年率増だと速報値で発表したけれども、實際は〇・二になつてゐるんですね。だから、月例の判断はやはり遅いんじゃないかというのは、この四半期調査でもわかるような気がするんですよ。

私は、どうもこの月例経済報告というのは、何か基本的には、下方修正するのが常に遅いんじやないかという感覚ですと見ております。

なぜかといいますと、そこに何か、政治的な意図とまでは言ひませんが、政府内のある部局の、例えば財政当局の意図というものを感じるんですよ。やはり、悪い、悪い、こういうのを余り素直に言つてしまふと、では景気対策を打たなきやいかぬ。そうすると財政出動だ、そうすると困るな、こういう部局が政府の中にあるわけですね。例えば財政部局であります。例えばですね。そういうものは困る。

だから、これはやはり、本当に冷静な分析が月例で行われているんだろうかというのを常に感じます。今回の局面もそうであります。どうでしようか。過去において結構です。現在そして過去において、経済分析、月例経済報告について、財政当局によつて判断を修正されたことがあつたかと私は思いますが、内閣府、いかがですか。

○齋藤政府参考人　お答え申し上げます。

毎月の月例経済報告におきましては、我が国の景気の現状につきまして、各種の統計あるいは企業や関係省庁など関係者からのヒアリングの結果などをもとに、これを分析いたしまして、そして検討した上で総合的な判断を行つてあるところでございます。

その際、私どもとして特に注意したいと思つておりますのは、先生御指摘のように、景気判断にのくれがないうようにということでございまして、そういうことがないように注意を払つてあるところ

うでござります

そうした景気判断の検討過程におきましては、関係省庁から、データ等に基づきまして、さまざまな景気に対する見方が示されることもございました。しかし、こうした見方も、実体経済の動きをより的確に判断する上で有用だ、あるいは参考になるというものであるとすれば、それは参考にいたしますけれども、私どもは、中立的な客観的な立場から景気判断を行っているということでござります。

九%になつております。プラスがマイナスに転じてゐますね。平成十一年度は経済見通し〇・五%プラス成長がマイナス〇・七%に実績はなつておられます。ほんどうが下回り、かつプラスがマイナスになつてゐる年もござります。

ちよつときつい言い方かもしませんけれども、それなりにエコノミストの方々が作成にかかわつてつくられたもので、あえて、なぜこのようないいな悲惨な結果になるのか、内閣府、お答えいただけますか。

起こつたかと申しますと、実質値は当初の見通しよりいざれも高いものに推移してござります。二%台を達成いたしてございます。  
そういう経済現象が起こつてございまして、申上げたいのは、やはり名目値と申しますのは、海外のそういう原油価格あるいは為替レートの要因によって大きく左右されるということございります。  
ちなみに十九年度でございますが、これは二・二から〇・八ということでございます。これは、

うんですよ。あつたと御答弁できないのはわかりますけれども、私は、過去においてそういう部分もあつたんではないかと思います。

もちろん、意見としてと、それぞれ経済官庁がそれぞれの知見の中で意見を言うという形だったとしても、今この表現はいかがかという局面も、

○ 西岡政府参考人 お答え申し上げます。  
先生御指摘の、名目値の経済見通しでございま  
す。  
最近数年間を見ますと、例えば十七年度一・三  
が実績一・一、また十八年度の当初の見通しが  
二・〇で一・六ということで、十九年度はまだ実  
す。

先ほど先生おつしやいましたように、改正建築基準法の影響が非常に大きく述べまして、大体〇・六ぐらいございますが、それに加えまして、やはり原油価格のさらなる高騰という状況がござります。

かぬ。そうすると財政出動だ、そうすると困るな、こういう部局が政府の中にあるわけですね。例えば財政部局であります。例えばですね。そういうものは困る。

現在はどうかは私はわかりません、過去においてはそういう部分もあつたのではないか。ある意味では、旧経済企画庁が判断するとき、やはり財務省の意向も色濃く反映されたときがあつたと私は

績は出でおりません。実績見込みベースで、先生おつしやいますように、二・〇を〇・八に改定させていただいているという状況でございます。この直近の理由でございますが、特に直近につ

は、私ども、これは反省しなきやいけないです  
が、企業の好調な状況が賃金に十分反映してきて  
いないんじゃないかという実体経済。これは、私  
ども率直に言つて、想像よりも反映していないな

だから、これはやはり、本当に冷静な分析が月例で行われているんだろうかというのを常に感じる。今回の局面もそうであります。どうでしょうか。過去においてでも結構です。現在そして過

は推察されます。なぜなら、経済企画庁の官房長は大蔵省から来られていたこともあつたわけで、そういう人的な支配も受けていたときがあつたわけですから。

きましては、基本的に経済見通しは大きな三つの前提がございます。原油価格、為替レート、そわから世界経済の動向。これはやはり、我が国を目指して通しするためには与件となりますので、それについて

という状況がございますが、いずれにしても、申し上げたいのは、こういう名目値の動向と申しますのは、やはり海外の状況等に非常に大きく左右されますので、その点、幅を持つて御理解いただ

去において、経済分析、月例経済報告について、財政当局によつて判断を修正されたことがあつたかと私は思いますが、内閣府いかがですか。

それだからといってどうというわけではありませんし、もちろんその中での、官庁工コノミストとしての旧経企庁の方々が必死の闘いをされてきたという歴史、その闘いの歴史だったんではない

いては、見通しのところできちつと事前にデータを公表させていただいておりますが、この見通し、それぞれ、〇・二、〇・四、十七年度、十八年度下がつてまいりましたのは、まさに原油価格

八 通  
○近藤(辻)委員 確かに、それなりの理由の御説明はされましたけれども、それにしても、これだけ以上でござります。

毎月の月例経済報告における景気の現状につきまして、各種の統計あるいは企業や関係者など関係者からのヒアリングの結果などをもとに、これを分析いたしまして、そして検討した上で総合的な判断を行つてあるところでございます。

か 私はこういうふうに思います。  
月例経済報告以上に、意図的につぶられたとしか思えない政府の経済分析がござります。それは、資料の四にある政府経済見通しであります。  
資料の四をごらんいただきたいんですが、平成九年度から二十年度までの名目成長率の経済見通

の動向が非常に高騰した時期で、原油価格が高騰した結果、その価格の上昇分をなかなか国内に転嫁できなかつた、逆に言えば所得が海外に流れてしまつたという状況がござります。そういう状況が主で、基本的に名目値が下がつてきた。

け見通しを実態が下回っているというのは、これは要するにこういうことなんじゃないですか。政府の意気込みを示されている数値が経済見通しだと言つた方がまだわかりやすいと思うんですよ。ある意味で、本当にこれは、経済分析に基づいて出しているものではなくて、政府の意気込み数値

その際、私どもとして特に注意したいと思つておりますのは、先生御指摘のように、景気判断におくれがないようにということでございまして、そういうことがないよう注意を払つているとこ

しが左の欄、右側には実績であります。これを見ていだきますと、ほとんど、ごく一部を除いて、政府見通しを実績値の方が下回っているわけですね。例えば平成十年などは、二・四%経済見

年度の場合ですが、円安が極めて進行してござります。海外の物価高、同じくそれを国内の価格に転嫁できない、そうすると所得が海外に流れてしまう、名目値が下がるという状況でございます。

だと。意気込み数値、願望数値だというふうにす  
るならばわかりますよ。だから下回るんですよ。  
そしてもつと言うと、これは意気込みだから、  
もしこれを実態に合わせたら、その分財政措置を

しなきやいけない。財政当局が納得しないわけですよ。だから、年末にこの数字を確定させて、まざ名目はこうで、この意気込みなんですよといふ。

これは、政府経済見通しじゃなくて、政府意気込み見通しに変えたらどうかと思うんですけどそれども、どうですか。そういう側面があるんじゃないんですか。

○藤岡政府参考人 委員おっしゃいますように、まさに政府経済見通しは、政府の、二十年度ですと二十年度の政策を前提に見通しておるものでございまして、そういうものとしてデータを見通しているという性格はございます。

○近藤(洋)委員 要は、税収見込みを立てたいがゆえのつくられた数字なんじゃないんですかといふことを聞いてるんですね。そういう側面もあるということによろしいのか。

○藤岡政府参考人 我々担当部局といたしましては、まさに政府の政策努力といいますか、予算も前提といたしまして、その中でどういう経済の姿が描けるかということを国民に正確にお示しするというポジションで、この見通しをさせていただいておるということでございます。

○近藤(洋)委員 甘利大臣、では伺いますけれども、現在のこの時点で、二十年度の見通しは二・一%と言っていますが、今二・一%、これは可能なんですか。大田経済財政担当大臣も一月の所信表明演説で、大変な危機感だという話をされてるんですよ。三つの危機のこともおっしゃられているんですよ。これは政府の方針として話されている。これには閣僚として可能とお思いでございますか。

○甘利国務大臣 非常に厳しいと思います。

○近藤(洋)委員 率直に御答弁いただき、ありがとうございました。そういうことだと思うんで

す。それが真摯な対応だと思いますね。

私は、一連の経済分析のことと随分時間を使わせていただいた質問させていただいたんですが、Q

Eにしる月例にしる政府経済見通しにしる、これはまさに、戦前の軍部の大本営発表なんだろうと思つてます。そこで質問させていただいたんですが、Q連戦です、勝ちました、勝ちました、勝ちました、勝ちました、こういうふうに発表するわけです。成長しています、成長しています。だけれども実際に負けてる、負けてる、負けてる。そして、甘い願望を言うわけですね、大本営は必ず勝てる、局地戦でも勝つててるし、必ず勝つててる。これは非常に大事なんです。ある意味で経済戦争ですから。

そういう中で、冒頭申し上げたように、結局不良債権問題だって同じだったわけですよ。大した不良債権じゃないよとずっと財務省は発表していくんです、一九九〇年代の前半ですね。銀行の不良債権などは十数兆円しかありませんという発表であります。すぐ終わりますという話でした。

気がついたら、二十兆円、三十兆円どんどんもう終わつた、もう終わつたといいながら十年間続いてきた。同じことをやっててわかるわけですね。

これは非常に大事な話なんです。経済分析といふのはやはり基本であつて、こういうことで願望をずっと続けていくことは、私は、結果として誤るんだろう。このことはやはり歴史に学ぶべきなんだろ、こうも思うんですね。

大臣、非常に厳しいという御認識に立つのであります。

構造的に経済成長路線に持つていくために何が必要かということで、規制改革も大胆に行われてきたり、いろいろな特区構想も進められたり、それから省庁間をまたいでの施策も進めてきたわけになります。

財政追加型でないという縛りの中で知恵を出しきたし、いろいろな特区構想も進められたり、それから省庁間をまたいでの施策も進めてきたわけになります。

総理からの指示を受けては、例えば中小企業の経営体質を生産性向上型に変えていくような、I

いうところに立脚しないといけないんじゃないのか。そういう働きかけをぜひすべきじゃないか。

修正を働きかけて、経済成長見通しを修正して、そしてそのための政策は何なんだ、税収が減るんだたらば、ではどうやるんだということを真摯に政府として出すということも必要なんじゃないか、こう思うんですが、甘利大臣、いかがでしようか。

○甘利国務大臣 初回見通していた下振れ要因、これはある程度は見越したと思うんであります。が、例えば原油がここまで高くなるとか、サブプライムがこれほどの規模で世界経済の下振れリスクを拡大させるとか、あるいは円高がここまで進んでくる、想定の範囲を恐らく超えてる部分があるんだと思います。

そこで、しっかりと経済成長、立てた目標に向かって経済運営をしていくために対策を適宜適切に打つていくというのは我が省の仕事の一つであります。同時に、財政再建と経済成長を両立させることも抱えているわけであります。

かつて、需要追加型の景気対策が一時的には引きましたが、結局抜本策にはならなかつた。それは、もちろん、今もおっしゃった、不良債権問題をもとからきつと絶つていうことができてないのに追加をしていったから一時的な効果しかなかつたということがあろうと思いま

す。ローマのことわざで、大抵の人は見たいと思う事が、私も最近ちょっと体重がふえていますから、体重計に乗りたくないわけです。やはり、見事実しか見ない、そだだと思います。卑近な例で

すが、私が

Tの抜本的な導入を初めとする施策を極力前倒しでやつしていくということで今は対応しているところであります。

○近藤(洋)委員 今、潮目が変わりつつある局面なんだろうとも思つんですね。日銀総裁になられた白川日銀総裁はまさに、一九二九年というか九三〇年来の世界恐慌の局面だという御発言も危機感を持っています。これは世界的な話ですか

か。

なんだろうとも思つんですね。日銀総裁になられた白川日銀総裁はまさに、一九二九年というか九三〇年来の世界恐慌の局面だという御発言も危機感を持っています。これは世界的な話ですか

か。

せていただきたいと思います。  
さて、話題をかえて、電源開発、Jパワーに対する外資系投資ファンドの株式取得問題についてお伺いしたいと思います。

額賀財務大臣と甘利経済産業大臣は、ザ・チルドレンズ・インベントメント・マスター・ファンドに対して、株式の買い増しについての中止を勧告いたしました。同僚議員も質問をしておりましたが、この点、甘利大臣、政府が、七百六十件を超える案件の中でこれは初めての発動、唯一の発動であった、こういうことでありますけれども、公の秩序を守るという言葉の意味も含めて、この判断の理由を改めて簡潔に御説明いただけますか。

○甘利国務大臣 御指摘のように、外為法の対象案件は七百六十三件ございました。そのうちの七百六十二件は三十日以内に許可をしておりましたし、そのうちの九五%は二週間以内に許可を出しております。七百六十三分の一件、極めて特殊な事例だということであります。でありますから、日本が閉鎖的だ、という一部メディアの指摘は、全く当たらないわけであります。

中止勧告した理由というのは、大きく分けて三点ございます。

まず第一点が、大間の原子力発電所の建設により、この施設が我が国の核燃料サイクルのかなめとなり、それを担う電力であるからであります。

再処理されるプルトニウムのうちの四分の一、二五%を大間の原発が引き受けけるわけであります。世界じゅうからプルトニウムの平和利用と、これが厳しく指摘をされているわけでありまして、非核保有国でこうした再処理を認められている唯一の国であるということは、できたものをちゃんと処理するプランを持っているわけであります。

でありますから、原子力の平和利用という世界の安全について我々がコミットしていることを保証してくれる施設でありますから、これが期待どおりに稼働できないというようなことになつたら、これは国の安全上、世界の安全上の問題と指摘をされなければなりません。

さて、話題をかえて、電源開発、Jパワーに対する外資系投資ファンドの株式取得問題についてお伺いしたいと思います。

額賀財務大臣と甘利経済産業大臣は、ザ・チルドレンズ・インベントメント・マスター・ファンドに対して、株式の買い増しについての中止を勧告いたしました。同僚議員も質問をしておりましたが、この点、甘利大臣、政府が、七百六十件を超える案件の中でこれは初めての発動、唯一の発動であった、こういうことでありますけれども、公の秩序を守るという言葉の意味も含めて、この判断の理由を改めて簡潔に御説明いただけますか。

○甘利国務大臣 御指摘のように、外為法の対象案件は七百六十三件ございました。そのうちの七百六十二件は三十日以内に許可をしておりましたし、そのうちの九五%は二週間以内に許可を出しております。七百六十三分の一件、極めて特殊な事例だということであります。でありますから、日本が閉鎖的だ、という一部メディアの指摘は、全く当たらないわけであります。

中止勧告した理由というのは、大きく分けて三点ございます。

まず第一点が、大間の原子力発電所の建設により、この施設が我が国の核燃料サイクルのかなめとなり、それを担う電力であるからであります。

再処理されるプルトニウムのうちの四分の一、二五%を大間の原発が引き受けけるわけであります。世界じゅうからプルトニウムの平和利用と、これが厳しく指摘をされているわけでありまして、非核保有国でこうした再処理を認められている唯一の国であるということは、できたものをちゃんと処理するプランを持っているわけであります。

でありますから、原子力の平和利用という世界の安全について我々がコミットしていることを保証してくれる施設でありますから、これが期待どおりに稼働できないというようなことになつたら、これは国の安全上、世界の安全上の問題と指摘をされなければなりません。

さて、話題をかえて、電源開発、Jパワーに対する外資系投資ファンドの株式取得問題についてお伺いしたいと思います。

額賀財務大臣と甘利経済産業大臣は、ザ・チルドレンズ・インベントメント・マスター・ファンドに対して、株式の買い増しについての中止を勧告いたしました。同僚議員も質問をしておりましたが、この点、甘利大臣、政府が、七百六十件を超える案件の中でこれは初めての発動、唯一の発動であった、こういうことでありますけれども、公の秩序を守るという言葉の意味も含めて、この判断の理由を改めて簡潔に御説明いただけますか。

○甘利国務大臣 御指摘のように、外為法の対象案件は七百六十三件ございました。そのうちの七百六十二件は三十日以内に許可をしておりましたし、そのうちの九五%は二週間以内に許可を出しております。七百六十三分の一件、極めて特殊な事例だということであります。でありますから、日本が閉鎖的だ、という一部メディアの指摘は、全く当たらないわけであります。

中止勧告した理由というのは、大きく分けて三点ございます。

て、その後、市場から調達していないんですよ。一体何のために株式会社にしたのか。今のところメリットは見えないわけですね。何かメリットがあつたのか、具体的にお答えいただきたいんです。

○甘利国務大臣 それだけ大事な会社ならなぜ民営化したというのは、確かに各方面から私にいただく御意見であります。

当時、私も党でこの民営化論議にかなりかかわってきたのでありますけれども、行革論議の一環として特殊法人改革の議論が非常に吹き荒れていました。要するに、国の資源を投入するんだから効率経営をいかにするかというのが課題だという中で、民営化論議が先ほどの行革の一環として動いたわけであります。

それで、民営化をしていく際に、電源開発は随分と経営効率を上げる努力をしたのは事実であります。党に社長が来られたときに、もっとスマート化した体制でこれを維持できるようにしなきやならないということで、たしか二千人くらいは人員削減をしたのではないかと思います。その結果、卸電力料金というものを随分下げるることができました。これは、國民にそつくり還元をされているわけであります。

それから、電気事業者は株をそれぞれみんな持っている、これも放出せよというプレッシャーがかかったわけであります。私自身はそのときに、当時の立場ではありませんので、本当にそこまでして安定株主対策は大丈夫なんだろうかといふ思いが少しあつたのは事実であります。

ただ、既存電力会社からの支配もある程度解いてあげて経営の自由度を上げるという議論になりましたので、保有株をどんどん放出していくことには資するようになつたんだと思います。

ただ、こういう事態を想定して、個々の民間企業がしているような防衛策について、より子細に

検討するということができないままに民営化論議だけが先行してきたところはあるかもわかれません。

○近藤(洋)委員 大臣、私は、御答弁では、少なくとも民営化した企業のガバナンスというか經營の規律においては一定の効果はあつたけれども、ただ資本市場という意味ではほとんど余り効果はなかつた、少なくとも現時点ではなかつた。こういうことだつたと思うんですね。これから大間違をする必要があつたのかという点については、私は、いかがだつたか、こう思うんですね。

また、大臣も一部お認めになられたように、電力会社九各社が持つていていた株の放出であります。資料の六に「特殊法人等の整理合理化について」という平成九年の閣議決定の資料を出させていただいています。この四に下線を引いていますが、電源開発株式会社について、五年間程度の条件を置いた後に民営化する、その場合、九電力による株式の売却等の措置を講ずる、こう書いていますね。これは、もう信じられない、ある意味で大変なことを書いているなど私は思うんですね。

民間企業の持つている株を閣議決定で放出させね。これは、一体何ができるんだ。行政指導なんか。いわゆる行政指導なんでしょうね。決定権は関係ないわけですけれども、閣議決定で電力会社にやらせたわけですね。電力会社がぜひ売りたいわつたんだ、環境も変わって軸足が変わったんだ、ややもすると、原子力については今やもつと、当時よりも国がかかわるようにならなければいけない状況になつてているんだという宣言をされれば、今回のT C Iに対する措置についてもつと明確になるんだろうと私は思うんです。

原子力というのはそういうものなんだ、政府はそういう立場で今いるんだということを宣言するが、大臣、いかがでしょうか。

○甘利国務大臣 アンパンドリング論が盛んなところな考え方、果たしてこれでよかつたのかどうか、いわゆる持ち合いをなくしていったということになつていつた。でありますから、これは行政指導でさせたということだと思うんです。

大臣も、その当時としては自分としてもいろいろな考えが、果たしてこれでよかつたのかどうかという部分の御答弁がございました。私は、この判断は結果的にやはり間違いだつたんだろうと總括すべきだと思うんですね。

当時、電力九社の株を政府が三分の二、電力各社に三分の一持たせていたのを全部売却させた背景には、当時のエネルギー政策の根っこに電力再編し直す、その中において、電源開発をまさに発電会社として育てることで発送分離の一つの旗艦としよう、そういう背景の中で九電力の株式を売らせたんじゃないかな、こう私は思います。

編の考え方があつたんだろうと私は思うです。

発電部門、送電部門をある意味で分離しようと思つてたんだと議論されていました。これは事実だと思つてたんですね。その発電会社、送電会社に九電力を

再編し直す、その中において、電源開発をまさに

発電会社として育てることで発送分離の一つの

旗艦としよう、そういう背景の中であつたんだろうと思つんでね。それは、事実としてそういう議論もあつて、そういう背景の中で九電力の株式を売らせたんじゃないかな、こう私は思います。

大臣、どうですか。当時のそういう考え方は間違つていただんだ、その考え方やはり間違つていて、今そういう考えは全くなくて、かつ、あえて言えば、原子力発電所を持つ企業に対しては政府は一定の関与をするものなんだということを明確に宣言することが、日本の透明性という意味でも正しいのだと私は思つんです。

そういうことをはつきりさせることが、過去の政策は間違つていて、間違つていてというか、そういうことも考えて売却をさせたんだけれども、今はやはり、あれから十年たつて政策の軸足が変わつたんだ、環境も変わって軸足が変わつたんだ、ややもすると、原子力については今やもつと、当時よりも国がかかわるようにならなければいけない状況になつているんだという宣言をされれば、今回T C Iに対する措置についてもつと明確になるんだろうと私は思うんです。

○近藤(洋)委員 時間が来たのでやめますが、この件は大事なので、また機会があれば質問させていただきたいと思います。

大臣も先ほど同僚議員の質問に答えられました

が、私は、電気事業法の世界の中で何ができるのか、外為法の世界でどう整理するのかとというよう

なことも含めて、やはり早急に検討を進めるべき

なんだろう、こう思います。

私は、開国論者なんですよ。何も、海外の投資を要らないなんというつもりは全くなくて、開国論者ですし、世界じゅうから質のよいお金を集めなきやいけない、こう思つています。円高だからチャンスだ、こう前回も質問させていただきました。ただ、無責任な開国論者ではありません

で、やはり国家というものが存在する以上、資本の論理だけですべてが許されるわけでもないわけでありまして、いたずらに資本の論理だけを振りかざすのは、これは開国論者ではなくて無政府主義者だろう、こういうふうに思うわけであります。

○甘利国務大臣 アンパンドリング論が盛んなときに、私は、発送・配電を分離したら原子力立地はまず進まないということを強く主張した一人であります。相当長いリードタイムを持って、回収に時間がかかり、地元の理解を得て、いろいろなことを組み合わせていかなければならないし、需要が見込めないと設備投資は大きなものができないことがあります。それをぶつ切りにしてしまつた

したがつて、大事なのは、投資家にとつてどこまでが許されて、どこまでができるんだというこ

とで、短期回収型の投資に全部行つてしまつて、原発をやろうという人なんか出ませんよということを大分強く言いました。そういう点で、アンパンドリング政策に疑問を強く呈した一人であります。

今回の事案が出まして、原子力、それから公益事業に頼る電力というものが外為法の対象下にあることは、さらに広く知れ渡つたと思いま

す。ただし、先ほど来御質問が出ていますよう

に、外為法は内外差別でありますから、国内から

そういう動きが出たらということには答えられな

いわけでありまして、国内から出ないということ

を前提になされてるわけであります。

そこで、外為法対象事業者は、その目的を達成するための対策、安定株主対策等は、現状下にお

いては自身の判断で適宜適切にやつていただきたいふうに思つております。

○近藤(洋)委員 時間が来たのでやめますが、この件は大事なので、また機会があれば質問させていただきたいと思います。

大臣も先ほど同僚議員の質問に答えられました

が、私は、電気事業法の世界の中で何ができるのか、外為法の世界でどう整理するのかとというよう

なことも含めて、やはり早急に検討を進めるべき

なんだろう、こう思います。

私は、開国論者なんですよ。何も、海外の投資を要らないなんというつもりは全くなくて、開国

論者ですし、世界じゅうから質のよいお金を集めなきやいけない、こう思つています。円高だからチャンスだ、こう前回も質問させていただき

ました。ただ、無責任な開国論者ではありません

で、やはり国家というものが存在する以上、資本の論理だけですべてが許されるわけでもないわけ

でありまして、いたずらに資本の論理だけを振りかざすのは、これは開国論者ではなくて無政府主義者だろう、こういうふうに思うわけであります。

したがつて、大事なのは、投資家にとつてどこまでが許されて、どこまでができるんだというこ

とを政府がきちんと国家の意思として示すことであります。

うるうで、それだけなんだろう、ここが大事なんだ

TCIという会社も、報道によると含み損百二十八億円を抱えているようですから、なかなか引

くに引けないでしようから、いろいろなことをやつてこられるでしょう。ぜひそういう意味で、毅然と国家としての主張を展開していただきたいことを申し上げて、質問を終えたいと思います。

○東委員長 これにて近藤洋介君の質疑は終わりました。

○吉井委員

日本共産党の吉井英勝でござります。

○吉井委員

日本共産党の吉井英勝でござります。

IPCCの第四次評価報告書、AR4や、ス

ターン報告、気候変動の経済学、これらに基づいて、大体、ヨーロッパ諸国では気候変動に対する共通した理念があるように思います。それは、気候システムの温暖化の原因は人為的起源によるCO<sub>2</sub>排出量の増加によることは疑う余地がない

ということと、それから、世界的規模での対策は今すぐ必要だ、今対策をとることによるコストの方が対策をとらずに将来必要となるコストより少

ない。

本当に総排出量規制をしないと、やはり人類社会とか経済産業、自然環境、生態系にとつても取り返しのつかない不可逆的な危機を迎えるという認識は共通してあるといふところが大事な点だと思っているんです。

そこで、大臣に伺つておきたいことは、工業化以前から二度C以内の上昇に抑えるためにCO<sub>2</sub>の総排出量を削減する、そのため本気で対策をとらねばならないという、そういうお考えをお持

ちか、そういう立場に立つておられるか、そこを伺います。

○甘利国務大臣 地球温暖化防止問題は待ったなしの世界的課題だと思っております。

日本ももちろんその努力をすること、それから、世界じゅうの主要国に仲間に入つてもらうた

めの努力をすること、両方とも大事だと思っております。

○吉井委員 環境省の方に伺つておきます。

COP13で、AR4のシナリオの中で、シナリオは幾つかあるわけですが、パリでは、ローエストシナリオズという表現で、大体二度C以内といふ厳しいものを基本に考えていましたのではないかと思ひます。

○谷津政府参考人 お答え申し上げます。

パリでの京都議定書に関する特別作業委員会の結論文書に、多分、御関連の部分の記述が盛り込まれている、こう思つております。

この結論文書の中では、特別作業部会としてはIPCCの第四次評価報告書の中で最も低い水準を達成するためには、附属書I国、これは先進国でございますけれども、全体として排出を各自可能な手段で二〇二〇年までに九〇年比で二五から四〇%という幅で削減することが必要であることを認識したという記述が盛り込まれているわけでございます。

したがいまして、特に二度Cという温度に触れた記述が盛り込まれているわけではございませんし、この表現につきましても、最も低い水準を達成するためには二五から四〇%という幅での削減が必要だということを認識したというものがパリにおける事実関係でございます。

○吉井委員 ですから、その幅というのは、基本

にありますのは、工業化以前に比較して二度C以内に抑えようというその発想の中からシナリオを描いて、それでこういう表現になつてゐるわけです。

では、逆に、環境省に伺つておきたいのは、日本

○谷津政府参考人 お答えいたします。

日本といたしましては、先ほど御説明申し上げましたような特別作業部会の合意文書にコンセンサスとして参加しているところでございます。

○吉井委員 甘利大臣に伺つておきたいのは、COP13の今の結論文書にかかるところ。IPCCが決定した最低の安定化レベルを達成するため、二〇二〇年の排出量を九〇年比で二五から四〇%削減する必要があると示していることを認識しました。

○甘利国務大臣 御指摘の今の数字は、IPCCの報告書における一定のシナリオに基づいた場合の先進国全体としての削減する必要がある幅について言及をしたもの一つであるわけであります。

先進国の各目標については、国連における将来枠組みの交渉プロセスの中で議論されていくものであります。今後、交渉を通じて目標が設定されしていくものと考えております。

これは、たしか、京都議定書に基づくアドホック・ワーキンググループ、AWG、いわゆる議定書AWGですね。京都議定書に参加した国だけの方でして、もう一つ、条約AWGという、加盟国すべて、つまりこれが大事で、新しい枠組みをつくる際には、一部の国だけじゃなくて、先進国でいえばアメリカ、途上国でいえば中国、インド、主要排出国が入つていて枠組みで合意をしていくということが大事なことであつて、ここで

大事なことは、主要排出国が全部参加して、共通したが差異ある枠組みというのを決めて、全員参加で努力をしなければ、京都議定書ワーキンググループでいろいろなことをどんどん先決めてしまつて、残りのチームが振り払われちゃつたら何の意味もないんですね。

○甘利国務大臣 ですから、先ほど申し上げていますように、そういう指摘があつたと認識していることがあります。つまり、京都議定書のワーキンググループでいろいろなことをどんどん先決めてしまつて、残りのチームが振り払われちゃつたら何の意味もないんですね。

大事なことは、主要排出国が全部参加して、共通したが差異ある枠組みというのを決めて、全員参加で努力をしなければ、京都議定書ワーキンググループでいろいろなことをどんどん先決めてしまつて、残りのチームが振り払われちゃつたら何の意味もないんですね。

○吉井委員 みんなが参加して努力しよう、議定書の方ですね。それはそれでいいんですよ。別に

て、事実関係だけを申し上げるとそういうことであります。

日本としては、より多くの国が参加している条約AWG、つまり、加盟国すべての参加によるもので質のいいレベルの目標を設定して

いくことに努力をすべきだと思つております。

○吉井委員 日本は両方とも参加しているわけですよ。おっしゃったように、議定書AWGにはアメリカは入つていないのでですね。条約の方の分

ですから、アメリカが入つてているのは、

それで、しかし日本政府としては議定書AWGのこのものについては、これは賛成していますね

ということの確認をしているんです。賛成すると

いうことは、同時に、いや、片方だけ責任を負うが、こつちは賛成したけれども責任をとらないよ

といふ意味じゃないですから。賛成するということは、賛成した各国は国際的に共同して取り組んでいくということについても責任を持つて対応するということが大事ですから。賛成するというこ

とは、賛成した各国は国際的に共同して取り組んでいくということについても責任を持つて対応するということが大事ですから。賛成するというこ

とが、こつちは賛成したけれども責任をとらないよ

といふ意味じゃないですから。賛成するというこ

とは、賛成した各国は国際的に共同して取り組んでいくということについても責任を持つて対応する

ということが大事ですから。賛成するというこ

とは、賛成した各国は国際的に共同して取り組んでいくということについても責任を持つて対応する

ということが大事ですから。賛成するというこ

とは、賛成した各国は国際的に共同して取り組んでいくということについても責任を持つて対応する

ということが大事ですから。賛成するというこ

とは、賛成した各国は国際的に共同して取り組んでいくということについても責任を持つて対応する

ということが大事ですから。賛成するというこ

私はそれにはけちをつけているんじゃないんです。それは大事なんです。

同時に、先進各國は先進各國として、お互いに認識したことについては、それを進めるために努力していくということは、国際的な決定文書に賛成をした以上、それは責任を持つて取り組むというのは、だから、先進国としての取り組みをうんと前進させるということが大事だという考え方が重要だということを申し上げておきたいと思うんです。

次に、幕張でG20、ここでは大臣も発言しておられますし、またバンコクでのCOP・AWGで日本は主張してきましたが、セクター別アプローチですね。

私は、原単位での効率化という話はよくお聞きするんですが、その場合、排出総量を幾らに規制をするのか、それに合わせて原単位でどれだけ効率化を図るのか。

原単位をよくすること自体は、これは当然の話ですから別にそうだと思うんですが、原単位は下げたんだけれども全体として実は経済量がふえたとか、それで総量がふえてしまつたら何もなりません。ですから、総量を抑制する、それに合わせたセクター別原単位を幾らにするか。これが出てこないと、世界の削減目標を達成するということはなかなか大変なことでありますから、その点で、大臣、排出量の規制の方についてどういうお考えかを伺いたいと思います。

○甘利国務大臣 総量目標と原単位改善との関係、これは、全くイコールでないにしても、アプローチとして極めて有効だと思うんですね。日本として、総量目標はどうで、そのアプローチはどうする。これは、いろいろ世界が参加しやすい環境をつくつていく中で一つのタイミングがあらうかと思います。

セクトラルアプローチの優秀性というのは、現にある最高の技術を投入するとこれくらいの効率改善につながる、その原単位改善掛ける生産量で

数字がびたつと全部出てくるわけがありますか

そうしますと、最新の原単位改善技術を基準とすると、ベンチマークリングになると、削減余地がどれくらいあるかということも全部はかかる。そここの最新の技術を投入したものに近づいていくのをどのようにやり方でやっていこうとお考へなう。ここはどういう技術を投入すればここまで近づける、ここはこういうところの技術でここまで行けるということが全部はかかるわけなんですね。

ですから、ベンチマークについて言えば、利用可能な最新の省エネ技術というのを基準にすべきだというふうに私自身は思っていますし、これはベスト・アベーラブル・テクノロジーという表現でしようか、極めてわかりやすいやり方であります。

いずれにしても、公平公正な基準点というのをつくらないと、だれが本当に努力しているのか、だれが努力をしたふりをしているのか、これがわからなくなってしまうわけありますから、日本のセクトラルアプローチというのは、いろいろなアプローチ手法に対しても有力な基準づくりのツールになり得るというふうに思っています。

○吉井委員 国際会議でもこの資料を示して説明

しておられるんですけども、要するに、国内の排出総量とセクター別アプローチの原単位の数値目標を考えて、この数値目標というのは、この間の答弁でセクター別に平均値を求めてとくらいいと、だれが本当に努力しているのか、それがわからなくなってしまったけれども、これは後で見てみたら余り正確ではないなど。今の技術で到達できる効率改善がやはり基準点になるんですね。

○吉井委員 この間の答弁でセクター別に平均値を求めてとくらいいと、だれが本当に努力しているのか、それがわからなくなってしまったけれども、これは後で見てみたら余り正確ではないなど。今の技術で到達できる効率改善がやはり基準点になるんですね。その間の答弁でセクター別に平均値を求めてとくらいいと、だれが本当に努力しているのか、それがわからなくなってしまったけれども、これは後で見てみたら余り正確ではないなど。今の技術で到達できる効率改善がやはり基準点になるんですね。

○吉井委員 ここでちょっと政府参考人に伺つておきたいんですけど、IEAの二〇〇五年のセクター別CO<sub>2</sub>排出量の国際比較というのを届けてみたらいち九カ国について見ると、電力によるCO<sub>2</sub>排出量の少ない方からいと、ブラジル、フランス、カナダ、イギリス、ドイツ。ドイツが二億九千三百三十万トンですが、日本はその次の六番目で、ドイツより大体一億トン多くて、三億八千九百万トン。あとは、インドに、特に極端な中国、アメリカ。アメリカが一番たくさん出しているわけです。

○吉井委員 ここでちょっと政府参考人に伺つておきたいんですけど、IEAの二〇〇五年のセクター別CO<sub>2</sub>排出量の国際比較というのを届けてみたらいち九カ国について見ると、電力によるCO<sub>2</sub>排出量の少ない方からいと、ブラジル、フランス、カナダ、イギリス、ドイツ。ドイツが二億九千三百三十万トンですが、日本はその次の六番目で、ドイツより大体一億トン多くて、三億八千九百万トン。あとは、インドに、特に極端な中国、アメリカ。アメリカが一番たくさん出しているわけです。

○吉井委員 だから、セクター別アプローチの

えなきやいけないよというキャップがあつて、それに見合う原単位目標というものを決めていかなければ、ではキャップ・アンド・トレードというのはどう組み合わせるんだという議論も当然EUからは出てくるでありますよし、そのキャップ・アンド・トレードだつて、基準点をきちっと決めていくためには、セクトラルアプローチのベスト・アベーラブル・テクノロジーというかプラ

クティスというのか、それが基準点として入つてくるでしようし、これはいろいろなところに使われる物差しになつていくというふうに私は期待しているんですけども。

○吉井委員 ここでちょっと政府参考人に伺つておきたいんですけど、IEAの二〇〇五年のセクター別CO<sub>2</sub>排出量の国際比較というのを届けてみたらいち九カ国について見ると、電力によるCO<sub>2</sub>排出量の少ない方からいと、ブラジル、フランス、カナダ、イギリス、ドイツ。ドイツが二億九千三百三十万トンですが、日本はその次の六番目で、ドイツより大体一億トン多くて、三億八千九百万トン。あとは、インドに、特に極端な中国、アメリカ。アメリカが一番たくさん出しているわけです。

○吉井委員 だから、セクター別アプローチの

どこへ行つちゃうのさという話がありますし、あるいは、ではキャップ・アンド・トレードというのはどう組み合わせるんだという議論も当然EUからは出てくるでありますよし、そのキャップ・アンド・トレードだつて、基準点をきちっと決めていくためには、セクトラルアプローチのベスト・アベーラブル・テクノロジーというかプラ

クティスというのか、それが基準点として入つて

くるでしようし、これはいろいろなところに使

われる物差しになつていくというふうに私は期待して

いるんですけども。

○吉井委員 だから、セクター別アプローチの

どこへ行つちゃうのさという話がありますし、あ

るには、ではキャップ・アンド・トレードとい

うのはどう組み合わせるんだという議論も当然EU

からは出てくるでありますよし、そのキャッ

プ・アンド・トレードだつて、基準点をきちっ

と決めていくためには、セクトラルアプローチのベ

スト・アベーラブル・テクノロジーというかプラ

クティスというのか、それが基準点として入つて

くるでしようし、これはいろいろなところに使

われる物差しになつていくというふうに私は期待して

いるんですけども。

○吉井委員 だから、セクター別アプローチの

どこへ行つちゃうのさという話がありますし、あ

るには、ではキャップ・アンド・トレードとい

うのはどう組み合わせるんだという議論も当然EU

からは出てくるでありますよし、そのキャッ

プ・アンド・トレードだつて、基準点をきちっ

と決めていくためには、セクトラルアプローチのベ

スト・アベーラブル・テクノロジーというかプラ

クティスというのか、それが基準点として入つて

くるでしようし、これはいろいろなところに使

われる物差しになつていくというふうに私は期待して

いるんですけども。

○吉井委員 だから、セクター別アプローチの

どこへ行つちゃうのさという話がありますし、あ

るには、ではキャップ・アンド・トレードとい

うのはどう組み合わせるんだという議論も当然EU

からは出てくるでありますよし、そのキャッ

プ・アンド・トレードだつて、基準点をきちっ

と決めていくためには、セクトラルアプローチのベ

スト・アベーラブル・テクノロジーというかプラ

クティスというのか、それが基準点として入つて

くるでしようし、これはいろいろなところに使

われる物差しになつていくというふうに私は期待して

いるんですけども。

○吉井委員 だから、セクター別アプローチの

どこへ行つちゃうのさという話がありますし、あ

るには、ではキャップ・アンド・トレードとい

うのはどう組み合わせるんだという議論も当然EU

からは出てくるでありますよし、そのキャッ

プ・アンド・トレードだつて、基準点をきちっ

と決めていくためには、セクトラルアプローチのベ

スト・アベーラブル・テクノロジーというかプラ

クティスというのか、それが基準点として入つて

くるでしようし、これはいろいろなところに使

われる物差しになつていくというふうに私は期待して

いるんですけども。

○吉井委員 だから、セクター別アプローチの

どこへ行つちゃうのさという話がありますし、あ

るには、ではキャップ・アンド・トレードとい

うのはどう組み合わせるんだという議論も当然EU

からは出てくるでありますよし、そのキャッ

プ・アンド・トレードだつて、基準点をきちっ

と決めていくためには、セクトラルアプローチのベ

スト・アベーラブル・テクノロジーというかプラ

クティスというのか、それが基準点として入つて

くるでしようし、これはいろいろなところに使

われる物差しになつていくというふうに私は期待して

いるんですけども。

○吉井委員 だから、セクター別アプローチの

どこへ行つちゃうのさという話がありますし、あ

るには、ではキャップ・アンド・トレードとい

うのはどう組み合わせるんだという議論も当然EU

からは出てくるでありますよし、そのキャッ

プ・アンド・トレードだつて、基準点をきちっ

と決めていくためには、セクトラルアプローチのベ

スト・アベーラブル・テクノロジーというかプラ

クティスというのか、それが基準点として入つて

くるでしようし、これはいろいろなところに使

われる物差しになつていくというふうに私は期待して

いるんですけども。

○吉井委員 だから、セクター別アプローチの

どこへ行つちゃうのさという話がありますし、あ

るには、ではキャップ・アンド・トレードとい

うのはどう組み合わせるんだという議論も当然EU

からは出てくるでありますよし、そのキャッ

プ・アンド・トレードだつて、基準点をきちっ

と決めていくためには、セクトラルアプローチのベ

スト・アベーラブル・テクノロジーというかプラ

クティスというのか、それが基準点として入つて

くるでしようし、これはいろいろなところに使

われる物差しになつていくというふうに私は期待して

いるんですけども。

○吉井委員 だから、セクター別アプローチの

どこへ行つちゃうのさという話がありますし、あ

るには、ではキャップ・アンド・トレードとい

うのはどう組み合わせるんだという議論も当然EU

からは出てくるでありますよし、そのキャッ

プ・アンド・トレードだつて、基準点をきちっ

と決めていくためには、セクトラルアプローチのベ

スト・アベーラブル・テクノロジーというかプラ

クティスというのか、それが基準点として入つて

くるでしようし、これはいろいろなところに使

われる物差しになつていくというふうに私は期待して

いるんですけども。

○吉井委員 だから、セクター別アプローチの

どこへ行つちゃうのさという話がありますし、あ

るには、ではキャップ・アンド・トレードとい

うのはどう組み合わせるんだという議論も当然EU

からは出てくるでありますよし、そのキャッ

プ・アンド・トレードだつて、基準点をきちっ

と決めていくためには、セクトラルアプローチのベ

スト・アベーラブル・テクノロジーというかプラ

クティスというのか、それが基準点として入つて

くるでしようし、これはいろいろなところに使

われる物差しになつていくというふうに私は期待して

いるんですけども。

○吉井委員 だから、セクター別アプローチの

どこへ行つちゃうのさという話がありますし、あ

るには、ではキャップ・アンド・トレードとい

うのはどう組み合わせるんだという議論も当然EU

からは出てくるでありますよし、そのキャッ

プ・アンド・トレードだつて、基準点をきちっ

と決めていくためには、セクトラルアプローチのベ

スト・アベーラブル・テクノロジーというかプラ

クティスというのか、それが基準点として入つて

くるでしようし、これはいろいろなところに使

われる物差しになつていくというふうに私は期待して

いるんですけども。

○吉井委員 だから、セクター別アプローチの

どこへ行つちゃうのさという話がありますし、あ

るには、ではキャップ・アンド・トレードとい

うのはどう組み合わせるんだという議論も当然EU

からは出てくるでありますよし、そのキャッ

プ・アンド・トレードだつて、基準点をきちっ

と決めていくためには、セクトラルアプローチのベ

スト・アベーラブル・テクノロジーというかプラ

クティスというのか、それが基準点として入つて

くるでしようし、これはいろいろなところに使

われる物差しになつていくというふうに私は期待して

いるんですけども。

○吉井委員 だから、セクター別アプローチの

どこへ行つちゃうのさという話がありますし、あ

るには、ではキャップ・アンド・トレードとい

うのはどう組み合わせるんだという議論も当然EU

からは出てくるでありますよし、そのキャッ

プ・アンド・トレードだつて、基準点をきちっ

と決めていくためには、セクトラルアプローチのベ

スト・アベーラブル・テクノロジーというかプラ

クティスというのか、それが基準点として入つて

くるでしようし、これはいろいろなところに使

われる物差しになつていくというふうに私は期待して

いるんですけども。

○吉井委員 だから、セクター別アプローチの

どこへ行つちゃうのさという話がありますし、あ

るには、ではキャップ・アンド・トレードとい

うのはどう組み合わせるんだという議論も当然EU

からは出てくるでありますよし、そのキャッ

プ・アンド・トレードだつて、基準点をきちっ

と決めていくためには、セクトラルアプローチのベ

スト・アベーラブル・テクノロジーというかプラ

クティスというのか、それが基準点として入つて

くるでしようし、これはいろいろなところに使

われる物差しになつていくというふうに私は期待して

いるんですけども。

○吉井委員 だから、セクター別アプローチの

どこへ行つちゃうのさという話がありますし、あ

るには、ではキャップ・アンド・トレードとい

うのはどう組み合わせるんだという議論も当然EU

からは出てくるでありますよし、そのキャッ

プ・アンド・トレードだつて、基準点をきちっ

と決めていくためには、セクトラルアプローチのベ

スト・アベーラブル・テクノロジーというかプラ

クティスというのか、それが基準点として入つて

くるでしようし、これはいろいろなところに使

われる物差しになつていくというふうに私は期待して

いるんですけども。

○吉井委員 だから、セクター別アプローチの

どこへ行つちゃうのさという話がありますし、あ

るには、ではキャップ・アンド・トレードとい

うのはどう組み合わせるんだという議論も当然EU

からは出てくるでありますよし、そのキャッ

プ・アンド・トレードだつて、基準点をきちっ

と決めていくためには、セクトラルアプローチのベ

は国際的に見て物すごく排出量が多いわけです。だから、地球環境、本当に温暖化を抑えていくこ<sup>う</sup>、工業化以前に比べて基本的には大体二度C以内に抑える、そういうことを考えたときに、特にやはりこのセクター別にもキヤップを、総量をどこまで抑えるのかということを考え、それに見合う技術をどう開発していくのか。

例えば鉄鋼でいつたら、生産量を下げるのか、それとも生産システムを変えていくのか。炭素の貯留とか、あるいは炭素の固定化技術の開発に取り組んでいくのか、あるいは鉄鋼にかわる素材といふものの開発に取り組んでいくのかとか、やはり、まずセクター別の総量を、ここまで下げますという総量を決めて、これに見合う原単位、それを実現するために何をやつていくのかという発想に立たなかつたら、これはなかなか二酸化炭素の排出抑制ということにはつながつてこないと思うんですが、大臣、どうでしようか。

○甘利国務大臣 量は、たくさん生産するところは出るに決まっているのであって、要は、原単位なんですね。一トンの粗鋼を生産するのにどのくらいCO<sub>2</sub>が出るか。

このIEAの報告も正確さを欠いている点があつて、例えば、コードスを目前で生産するのに

出る排出量も加えているところと、それはどこかよそでやつてでき上がりがつたものだけ持つてきて、CO<sub>2</sub>はコードス分についてはゼロカウントでやることを一緒に比較されたら、これはたまらないことなんですね。しかも、日本の鉄鋼の場合は廃熱利用で電力を起こしていますから、それまでカウントをちゃんとしないと正確な数値にならないわけなんですね。そういうのをきつとやりますと、日本はきょうの時点でも世界

の効率であります。

生産を物理的に縮めるというようなことをすれば、雇用は失われてしまうわけでありますし、経済は失速するわけですから、経済と環境を両立させなきやならない。ですから、技術革新を

はいかに見て物すごく排出量が多いわけです。

だから、地球環境、本当に温暖化を抑えていこ

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

発進が温暖化対策だというのは決定文書に入つたのかどうか伺います。(甘利国務大臣)何の文書ですか」と呼ぶ)G7とかCOP13での決定文書とか、あるいはCOPアドホック・ワーキンググループで集まつたときのコミュニケとか、そういう中で、いろいろなところで原発推進を温暖化対策と言つてこられたけれども、それが決定文書に入つていますかということです。

○西山政府参考人 ちょっと私も全貌をわかつておりませんけれども、必ずしも原子力についてそういう決定文書に入つたということは認識しております。

○吉井委員 時間が参りましたから、また改めて省エネ法などのときに議論をしたいと思いますが、政府がよく言つてきた温暖化対策のために原発推進というのは、これは事故をやると物すごい二酸化炭素の排出量を伴うものになるし、クリーンだということについては、放射能汚染の問題を考えたときに、そういうクリーンなものではないということを重ねて申し上げまして、時間が参りましたので、終わります。

○東委員長 これにて吉井英勝君の質疑は終わりました。

○東委員長 次に、内閣提出、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案及び揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。これより順次趣旨の説明を聴取いたします。甘利経済産業大臣。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案  
揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○甘利国務大臣 まず、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、京都議定書の目標を確実に達成するとともに、中長期的にも温室効果ガスの排出量を削減することが求められております。温室効果ガスの約九割はエネルギー起源の一酸化炭素であり、一層の地球温暖化対策の推進のため、省エネルギー対策の強化が求められております。

また、エネルギー資源の大部分を海外に依存している我が国において、最近のエネルギー価格の国際的な高騰に対応するため、国民経済全体としてさらなる燃料資源の有効利用を図り、国民経済の負担増を緩和することが求められています。

特に近年のエネルギー消費傾向を見ると、業務、家庭といった民生部門においてエネルギー使用量が大幅に増加しております。こうした状況を踏まえ、これまで重点的に省エネルギーを進めてきた産業部門の工場だけでなく、民生部門においてもエネルギーの使用の合理化を一層進めが必要があることから、本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、工場、事業場に係る省エネルギー対策の強化であります。これまで一定規模以上の大規模な工場に対しエネルギー管理の義務を課していくましたが、改正により事業者単位のエネルギー管理を義務づけることとしております。これにより、業務部門に多く見られる中小規模の事業場を数多く設置する事業者を新たに義務の対象に加えます。

第二に、住宅・建築物に係る省エネルギー対策の強化であります。これまで大規模な住宅・建築物の建築主等に対し省エネルギー措置の届け出義務を課していましたが、改正により措置が著しく

不十分である場合の所管行政庁による指示、公表に加え命令を導入するとともに、一定の中小規模の住宅・建築物についても届け出義務の対象とすることとしております。また、一定戸数以上の住宅を建築する事業者が住宅の省エネルギー性能の向上を相当程度行う必要がある場合に国土交通大臣が勧告、公表、命令を行う等の措置を新たに定めるとともに、販売事業者等に対する建築物の省エネルギー性能の表示等を促す規定を整備することとしております。

続きまして、揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

揮発油、軽油、灯油といった国民生活との関連が深い燃料については、消費者保護等の観点から、揮発油等品質確保法に基づき、適正な品質規格を定め、生産業者等に対し、販売または消費しようとする揮発油等が規格に適合していることの確認を義務づけるなどにより、国民の安全、安心の確保を図ってきたところであります。

近年、地球温暖化の防止に向けて、二酸化炭素の排出抑制に寄与すると考えられるバイオ燃料の導入促進が重要な課題となつております。各地において石油製品にバイオ燃料を混和する取り組みが進められようとしております。しかしながら、それらが不適切に行われた場合、かえって大気環境を悪化させるおそれがあるほか、自動車の部材に悪影響を及ぼし、ひいては火災事故を引き起こすおそれもあります。

このため、引き続き、燃料に係る国民の安全、安心を確保し、バイオ燃料の利用拡大の基盤を確立すべく、揮発油等の石油製品にバイオ燃料を混和する場合についても、揮発油等品質確保法による規制の対象とするための措置を講ずる必要があることから、本法律案を提出した次第であります。

第一に、揮発油や軽油にバイオ燃料を混和する

事業者に対し、適切な混和を行い得る設備の有無や違反歴の有無等を要件とした登録を義務づけることとしております。

第二に、こうした事業者に対し、生産した揮発油や軽油を販売または消費しようとするときに、その品質が規格に適合していることを確認する義務を課すこととしております。

以上が、両法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○東委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○東委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお詫びいたします。

両案審査のため、来る二十三日水曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○東委員長 御異議なしと認めます。よつて、そ

のよう決しました。

午後二時四十一分散会

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案

目次中「第五章 建築物に係る措置(第七十二条—第七十六条)」を

「第五章 建築物に係る措置等」を

第一節 建築物に係る措置等

第二款 建築物の建築等

第三節 登録建築物調査機関(第

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百十一

一百十二

一百十三

一百十四

一百十五

一百十六

一百十七

一百十八

一百十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関する必要な手続は、国土交通省令で定め  
る。

二 次条の調査員が建築物調査を実施し、その人数が二名以上であること。  
二 次に掲げる建築物調査の信頼性の確保のための措置がとられていること。

□ 建築物調査の業務の管理及び精度の確保の問題などについてすること。  
イ 建築物調査を行う部門に専任の管理者を置くこと。

保に関する文書が作成されていること。  
ハ 口に掲げる文書に記載されたところに  
並い建築物調査の業務の管理及び精度の

2 従来建築物調査の業務の管理及び精度の確保を行う専任の部門を置くこと。  
登録は、登録建築物調査機関登録簿に次に

掲げる事項を記載してするものとする。  
一 登録年月日及び登録番号  
二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所

三 登録建築物調査機関が建築物調査の業務  
並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
を行う事業所の所在地

第七十六條の九 登録建築物調査機関は、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第

二項に規定する一級建築士若しくは建築基準法第五条第一項の建築基準適合判定資格者検

定に合格した者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者(以下「一級建築士等」という。)であつ

て、国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)が行う講習(次節及び第九十三条第二号において「建築物調査講習」と

（準用規定）  
いう。）の課程を修了したもののうちから、調査員を選任しなければならない。

第七十六条の十 第三十条第一項、第三十一条  
第一項、第三十三条、第四十条及び第四十二

項から第五十条までの規定は、登録建築物調査機関に準用する。この場合において、第三十条第一項中「試験員を含む。次項において同じ。」とあるのは「(調査員を含む。)と、同項及び第三十三条第一項中「試験事務」とあるのは「建築物調査の業務」と、第三十一条第一項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条及び第四十七条第三項、第四十八条から第五十条までの規定中「経済産業大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第三十二条第一項中「第二十三条各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「第七十六条の八第一項各号」と、第三十三条、第四十三条第二項及び第三項、第四十五条第二項、第四十六条及び第四十七条第二項第三号及び第四号中「経済産業省令」とあるのは「国土交通省令」と、第四十条第二号中「第四十九条」とあるのは「第七十六条の十において準用する第四十条」と、第四十三条から第四十六条まで、第四十八条、第四十九条及び第五十条第三号中「確認調査」とあるのは「建築物調査」と、第四十三条第三項中「が設置している工場」とあるのは「に係る建築物」と、第四十五条(見出しを含む。)中「調査業務規程」とあるのは「建築物調査業務規程」と、第四十七条第二項中「第一種特定事業者又は第二種特定事業者」とあるのは「第七十五条第一項の規定による届出をした者」と、第四十八条中「第四十三条第一項又は第二項」とあるのは「第七十六条の十において準用する第四十三条第一項又は第三号」と、同条第二号中「第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条第一号又は第三号」とあるのは「第七十六条の十において準用する第四十一条第一項又は第三号」と、同条第二号中「第五十二条において準用する第三十三条」

あるのは「第七十六条の十において準用する第三十三条、第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条又は第四十七条第一項」と、同条第三号中「第四十七条第二項各号」とあるのは「第七十六条の十において準用する第四十七条第二項各号」と、同条第四号中「前条又は第五十一条において準用する第三十二条第一項」とあるのは「第七十六条の十において準用する第三十二条第一項、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条又は第四十七条第一項」と、同条第三号中「前条」と、第五十条第二号中「第四十四条又は第四十六条」とあるのは「第七十六条の十において準用する第四十四条又は第四十六条又は第四十七条第一項」と、同条第三号中「前条」と読み替えるものとする。

(登録) 第二節 登録講習機関

第七十六条の十一 第七十六条の九の登録（以下この節において「登録」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、建築物調査等

道省令で定めるとこより、建築物調査試験を行おうとする者の申請により行う。

第七十六条の十二 国土交通大臣は、前条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録を

のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関する必要な手続は、国土交通省令で定

## 一 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律制度及び実務に関する科目による

二 前号の建築物に係るエネルギーの使用について建築物調査講習の業務を実施するものであること。

合理化に関する実務に関する科目にあつては、次の各号のいずれかに該当する者が講師として建築物調査講習の業務に従事する

ものであること。  
イ 第七十六条の九の調査員として三年以上  
の実務の経験を有する者

口 國土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の中知識及び経験を有すると認める者

二 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録講習機関が建築物調査講習の業務を行ふ事業所の所在地

(建築物調査講習の実施に係る義務)

第七十六条の十三 登録講習機関は、公正に、かつ、前条第一項各号の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により建築物調査講習を行わなければならない。

(国土交通大臣による建築物調査講習の業務の実施)

第七十六条の十四 國土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときその他必要があると認めるときは、建築物調査講習の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 登録を受ける者がいないとき。

二 第七十六条の十六において準用する第四十九条の規定により登録を取り消し、又は十六条の規定による建築物調査講習の業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の届出があつたとき。

三 第七十六条の十六において準用する第四十九条の規定により登録を取り消し、又は建築物調査講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 登録講習機関が天災その他の事由により建築物調査講習の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

五 國土交通大臣が、前項の規定により建築物調査講習の業務の全部又は一部を自ら行う場合における建築物調査講習の業務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

(公示)





る数値」を「同条第一項の政令で定める数値」を下回らない数値であつて政令で定めるものに、

「第一種エネルギー管理指定工場」を「第一種エネルギー管理指定工場等に」に、「工場として」を「工場等として」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第二種エネルギー管理指定工場」を「特定事業者のうち前項の規定により指定された工場等(以下「第二種エネルギー管理指定工場等」という。)」に、「工場につき」を「工場等につき」に、「第一項」を「同項」に改め、同

項第二号中「第一項」を「第七条第二項」に、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「工場」を「工場等」に改め、同項を同条第五項中「第二種工

エネルギー管理指定工場における第一項」を「第二種エネルギー管理指定工場等における第七条第二項」とし、同条第五項中「第二種工

エネルギー管理指定工場における第一項」を「第二種工

エネルギー管理指定工場における第一項」を「第二種工

エネルギー管理指定工場における第一項」を「第二種工

エネルギー管理指定工場における第一項」を「第二種工

エネルギー管理指定工場における第一項」を「第二種工

エネルギー管理指定工場における第一項」を「第二種工

エネルギー管理指定工場における第一項」を「第二種工

エネルギー管理指定工場における第一項」を「第二種工

エネルギー管理指定工場における第一項」を「第二種工

いう。が設置している工場等におけるエネルギーの使用の条件に関する事項であつて経済

産業省令で定めるものに係る定めがあるもの(以下「連鎖化事業」という。)を行う者(以下「連鎖化事業者」という。)のうち、当該連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及び当該連鎖化事業者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等における第七条第二項の政令で定めるところによ

り算定したエネルギーの年度の使用量の合計量について同条第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

2 経済大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該者につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、

同様とする。

3 第二項において準用する第十一条の規定

において、その申出に理由があると認めるときは、その旨を当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

第十九条の次に次の二条を加える。

#### (準用規定)

第十九条 第十三条第一項から第三項までの規定は、第二種特定事業者に準用する。この場合において、同条第一項中「当該工場等」とあるのは、「第二種エネルギー管理指定工場等」と読み替えるものとする。

2 第十一条の規定は、第二種特定事業者がそのままの設置している第二種エネルギー管理指定工場等ごとに選任するエネルギー管理員に準用する。

(特定連鎖化事業者の指定)

第十九条 経済産業大臣は、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に經營に関する指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者(以下「加盟店」と

等」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第十三条第一項から第三項までの規定は、特定連鎖化事業者のうべでの工場等及び当該特定連鎖化事業者が設置している当

第三項までの規定は、特定連鎖化事業者のうち第二種エネルギー管理指定工場等を設置している者に準用する。

3 第二項において準用する第十一条の規定

において、その申出に理由があると認めるときは、特定連鎖化事業者のうち第二種エネルギー管理指定工場等を設置している者がその

設置している当該工場等ごとに選任するエネ

ルギー管理員に準用する。

#### (エネルギー管理者等の義務)

第十九条の三 工エネルギー管理員及びエネルギー管理員は、その職務を誠実に行わなければならぬ。

2 工エネルギー管理統括者は、エネルギー管理員又は工エネルギー管理員のその職務を行なう工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する意見を尊重しなければならない。

3 工エネルギー管理者又は工エネルギー管理員が選任された工場等の従業員は、これらの者がその職務を行なう上で必要であると認めてする指示に従わなければならない。

4 経済大臣は、第一項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

第十九条の二 第七条の二第一項、第二項及び第三項(第七条の三第四項で準用する場合を含む)、第七条の三から第八条まで、第十一条第十三条第四項で準用する場合を含む)並びに第十三条から第十七条までの規定は、特定連鎖化事業者に準用する。この場合において、第七条の二第一項、第十四条第一項及び第十五条第一項中「その設置している工場等」とあるのは「その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等」と、第十六条第一項及び第二項中「特定連鎖化事業者」とあるのは「特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟店が設置している当該連鎖化事業に係る工場等」とあるのは「特定連鎖化事業者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等及び当該特定連鎖化事業者が設置している当

6 第一項から前項までの規定は、特定連鎖化事業者に準用する。この場合において、第一項中「その設置している工場等」とあるのは



者に対し、その設置している工場等における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、第三章第一節(第七条第一項及び第五項、第七条の二第一項、第七条の三第一項、第七条の四第一項及び第三項、第八条第一項、第十三条第一項、第十七条第一項及び第三項並びに第十九条第一項及び第四項を除く。)の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者は又は特定連鎖化事業者に対し、その設置している工場等(特定連鎖化事業者にあっては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。)における業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

第八十七条第十項中「特定建築主等」を「第一種特定建築主等若しくは第二種特定建築主」に改め、「第七十五条第五項」の下に「若しくは第七十五条の二第三項」を加える。

第九十二条第一項中「及び当該工場」を「並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 内閣総理大臣は、この法律による権限(金

融庁の所掌に係るものに限り、政令で定める

ものと除く。)を金融庁長官に委任する。

第十九十二条に次の二項を加える。

5 金融庁長官は、政令で定めるところによ

り、第三項の規定により委任された権限の一  
部を財務局長又は財務支局長に委任すること  
ができる。

第九十五条第一号中「第八条第一項」を「第七条の二第一項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)、第七条の三第一項(第十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第七条の三第一項(第十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第八条第一項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)に改め、「第十八条第一項」の下に「及び第十九条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第十六条第五項」の下に「第十九条の二第一項において準用する場合を含む。」を加える。

第九十六条第一号中「第七条第二項、第十七条第二項」を「第七条第三項、第十九条第二項」に、「又は第七十五条第一項」を「第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項」に改め、同条第二号中「第十四条第一項」の下に「(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第十四条第二項の規定に違反した者」を削り、同条

第三条第二項の規定の施行前に同条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条第一項の規定による届出をした者は、政令で定めるところにより、第二条による改正後の法第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第百五十五号の次に次のように加える。

(登録建築物調査機関の登録)(更新の登録を除く。)

(二) エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十六条の九(登録講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

登録件数	九万円
登録件数	一件につき九万円

百五十五の二 特定建築物に係る登録建築物調査機関又は登録講習機関の登録

(一) エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十六条第一項

(二) エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十六条の九(登録講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

第八条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定はこの法律の公布の日から、第二条並びに次条並びに附則第五条の規定はこの法律(平成十年法律第二百七十七号)の一部を次のように改めることとする。

第九条 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第二百七十七号)の一部を次のように改めることとする。

正規

理由

エネルギーをめぐる経済的・社会的環境の変化にかかるが、一層のエネルギーの使用の合理化により燃料資源の有効な利用を確保するため、工場等に関するエネルギー管理の義務の対象を工場等ご

とから事業者ごとに変更するとともに、住宅・建築物分野の対策の強化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## **揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案**

軍機處

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五  
十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正  
する。

## 目次中「第二章 挿発油販売業者の登録(第三

登録第三条第一項に改め  
者登録第十二条の二第一項に改め  
の登録第十二条の九第一項に改め  
る。

**第二項第十一項を削り、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第十一項とし、第六項をこの法律において「軽油特定加工業」とは、特定期間内に軽油を生産する事業をいう。**

「三三は、清豐以外の万

この法律において「加工」とは、精製以外の方法で石油製品の品質を調整することをいう。

6 この法律において「特定加工」とは、石油製品

に石油製品以外の物(その混和の方法が適切でないときには、当該混和により生産される石油製品の品質に著しい影響を及ぼす場合)を含む。

製品の「品質」に著しい影響を及ぼすおそれがあるものに限る。)であつて石油製品」として經濟産業省令で定めるもの(以下「混和対象物」という。)を混和することにより石油製品の「品質」を調整することをいう。

<p>この法律において「揮発油特定加工業」とは、特定加工して揮発油を生産する事業をいう。</p> <p>「第二章 挥発油販売業者の登録」を「第二章登録」に改める。</p> <p>第二章中第三条の前に次の節名を付する。</p> <p>第一節 挥発油販売業者の登録</p> <p>第三条の見出しを「(揮発油販売業者の登録)」に改める。</p> <p>第四条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の申請)」に改める。</p> <p>第五条の見出しを「(揮発油販売業者の登録及びその通知)」に改める。</p> <p>第六条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の拒否等)」に改め、同条第一項及び第二項中「各号の」を「各号のいずれか」に改め、同項第四号中「前三号の二」を「前三号のいずれか」に改める。</p> <p>第七条の見出しを「(揮発油販売業者の承継)」に改める。</p> <p>第八条の見出しを「(揮発油販売業者の変更登録等)」に改める。</p> <p>第九条の見出しを「(揮発油販売業者の廃止の届出)」に改める。</p> <p>第十条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の失効)」に改める。</p> <p>第十一条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の取消し等)」に改め、同条第一項及び第二項中「各号の」を「各号のいずれか」に改める。</p> <p>第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の消除)」に改める。</p> <p>第二章中第十二条の次に次の二節を加える。</p> <p>第二節 挥発油特定加工業者の登録</p> <p>(揮発油特定加工業者の登録)</p> <p>第十二条の二 挥発油特定加工業を行おうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならぬ。</p> <p>(揮発油特定加工業者の登録の申請)</p> <p>第二十二条の三 前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を絏済産業大臣に提出し</p>	<p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 特定加工する場所の所在地</p> <p>三 特定加工する石油製品及び当該石油製品に混和しようとする混和対象物の種類</p> <p>四 特定加工するための設備の構造</p> <p>五 法人にあつては、その業務を行う役員の氏名</p> <p>2 前項の申請書には、特定加工する場所ごとの事業の開始の日その他の経済産業省令で定める事項を記載した事業計画書及び絏済産業省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(揮発油特定加工業者の登録及びその通知)</p> <p>第十二条の四 絏済産業大臣は、第十二条の二の二の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を揮発油特定加工業者登録簿に登録しなければならない。</p> <p>絏済産業大臣は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。</p> <p>(揮発油特定加工業者の登録の拒否等)</p> <p>第十二条の五 絏済産業大臣は、第十二条の三第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、当該申請書に記載された同項第四号に掲げる事項が特定加工を適切かつ確実に実施するに足りるものとして絏済産業省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は当該申請書若しくは同条第二項の事業計画書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなり消され、その取消しの日から二年を経過しない者なつた日から二年を経過しない者</p> <p>二 第十二条の七第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者</p>
--	--

三 第十二条の二の登録を受けた者(以下「揮発油特定加工業者」という。)であつて法人であるものが第十二条の七第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその揮発油特定加工業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

経済産業大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(揮発油特定加工業者の変更登録等)

第十二条の六 挥発油特定加工業者は、第十二条の三第一項第二号から第五号までに掲げる事項について変更をしようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。

第十二条の三第二項及び前二条の規定は、前項の変更登録に準用する。

3 挥発油特定加工業者は、第十二条の三第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、経済産業大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(揮発油特定加工業者の登録の取消し等)

第十二条の七 経済産業大臣は、揮発油特定加工業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 特定加工するための設備が第十二条の五第一項の経済産業省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

二 第十二条の五第一項第一号、第三号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。

三 前条第一項の変更登録を受けなかつたとき。

四 次項の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の二の登録又は

前条第一項の変更登録を受けたとき。

2

経済産業大臣は、揮発油特定加工業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 前条第一項の変更登録を受けず、又は同条

第三項の規定による届出をしなかつたとき。  
二 第十七条の四の二第一項の規定に違反したとき。

一 前条第一項の変更登録を受けず、又は同条

第三項の規定による届出をしなかつたとき。

一 経済産業大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

(準用)

第十二条の八 第七条、第九条、第十条及び第十

二条の規定は、揮発油特定加工業者に準用する。この場合において、第七条第一項中「前条第一項第一号から第四号まで」とあるのは、第十一条の五第一項各号」と、第十条中「第三条」とあるのは、「第十二条の二」と読み替えるものとする。

### 第三節 軽油特定加工業者の登録

(軽油特定加工業者の登録)

第十二条の九 軽油特定加工業を行おうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

(軽油特定加工業者の登録の申請)

第十二条の十 前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
二 特定加工する場所の所在地  
三 特定加工する石油製品及び当該石油製品に混和しようとする混和対象物の種類  
四 特定加工するための設備の構造  
五 法人にあつては、その業務を行う役員の氏名

2 前項の申請書には、特定加工する場所ごとの事業の開始の日その他の経済産業省令で定める事項を記載した事業計画書及び経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

2

経済産業大臣は、第十二条の九の登録番号を軽油特定加工業者登録簿に登録しなければならない。

(軽油特定加工業者の登録及びその通知)

第十二条の十一 経済産業大臣は、第十二条の九の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(軽油特定加工業者の登録の拒否等)

第十二条の十二 経済産業大臣は、第十二条の十

二条の規定は、揮発油特定加工業者に適用する。この場合において、第七条第一項中「前条第一項第一号から第四号まで」とあるのは、第十一条の五第一項各号」と、第十条中「第三条」とあるのは、「第十二条の二」と読み替えるものとする。

(軽油特定加工業者の登録の拒否等)

第十二条の十三 軽油特定加工業者は、第十二条の十第二項及び前二条の規定は、前

2 第十二条の十第二項及び前二条の規定は、前項の変更登録に準用する。

2 第十二条の十第二項及び前二条の規定は、前

2 に前三号のいずれかに該当する者があるものに該当するときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

(軽油特定加工業者の変更登録等)

第十二条の十五 第七条、第九条、第十条及び第

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(準用)

第十二条の十六 第七条、第九条、第十条及び第

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(軽油特定加工業者の登録)

第十二条の十七 第七条の三第一項中「」は、「の下に「原油又は石油製品を精製して」を加え、同項に次のただしとする。

2 第十七条の三第一項中「」は、「の下に「原油又は石油製品を精製して」を加え、同項に次のただしとする。

3 経済産業大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

(準用)

第十二条の十八 第七条、第九条、第十条及び第

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(軽油特定加工業者の登録)

第十二条の十九 第七条、第九条、第十条及び第

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(軽油特定加工業者の登録)

第十二条の二十 第七条、第九条、第十条及び第

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(軽油特定加工業者の登録)

第十二条の二十一 第七条、第九条、第十条及び第

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(軽油特定加工業者の登録)

第十二条の二十二 第七条、第九条、第十条及び第

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(軽油特定加工業者の登録)

第十二条の二十三 第七条、第九条、第十条及び第

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(軽油特定加工業者の登録)

第十二条の二十四 第七条、第九条、第十条及び第

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(軽油特定加工業者の登録)

第十二条の二十五 第七条、第九条、第十条及び第

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(軽油特定加工業者の登録)

第十二条の二十六 第七条、第九条、第十条及び第

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(軽油特定加工業者の登録)

第十二条の二十七 第七条、第九条、第十条及び第

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(軽油特定加工業者の登録)

第十二条の二十八 第七条、第九条、第十条及び第

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(軽油特定加工業者の登録)

二 平成二十年四月十八日



に改め、「第三項において準用する場合を含む。」の下に「又は第十七条の四の二第二項（揮発油特定加工業者に係る分析機関の登録）（同法

第十七条の八第四項において準用する場合を含む。」を加え、同号(二)を同号(四)とし、同号(一)の次に次のように加える。

(二) 挥発油等の品質の確保等に関する法律第十二条の二（揮発油特定加工業者の登録）の揮発油特定加工業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(三) 挥発油等の品質の確保等に関する法律第十二条の九（軽油特定加工業者の登録）の軽油特定加工業者の登録	登録件数	一件につき九万円

石油製品にエタノール等を混和することにより生産される揮発油等の利用拡大が見込まれる状況にかんがみ、当該揮発油等の適正な品質を確保するため、石油製品に石油製品以外の一定の物を混和することにより品質を調整した揮発油又は軽油を生産する事業者に対し、品質確認を義務付ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 理由

平成二十年五月七日印刷

平成二十年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K